

2025 年 4 月 25 日

第 1 回食品衛生基準審議会

報告事項に関する資料

目次

○食品中の残留農薬等に係る残留基準設定について

フルアジナム	3
フルピリミン	10
マンデストロビン	14
ブロフラニド	20
イソフェタミド	28
ジンプロピリダズ	37
チフルザミド	41
ピラジフルミド	46
フルキサメタミド	54
ポリオキシシン複合体	60
ジブチルサクシネート	64
ノルジェストメット	66
プラレトリン	69
エトフェンプロックス	72
スピネトラム	80
ブタクロール	91

フルアジナム (Fluazinam)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：にんにく、マンゴー等）を受け、残留基準を設定するもの。 令和6年11月14日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺菌剤、殺ダニ剤										
我が国の登録状況	農薬：小麦、かんしょ等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてばれいしょ、りんご等に、カナダにおいてばれいしょ、にんじん等に、EUにおいてりんご、ぶどう等に、豪州においてばれいしょ、ぶどう等に、ニュージーランドにおいてたまねぎ、ぶどう等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物及びはちみつにあってはフルアジナムのみとし、畜産物にあっては、筋肉及び脂肪については、フルアジナム、代謝物D【4-クロロ-6-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジルアミノ)- α , α , α -トリフルオロ-5-ニトロ- <i>m</i> -トルイジン】及び代謝物E【4-クロロ-2-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジルアミノ)-5-トリフルオロメチル- <i>m</i> -フェニレンジアミン】とし、その他の組織及び乳については、フルアジナム、代謝物D（抱合体を含む。）及び代謝物E（抱合体を含む。）とする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.01 mg/kg 体重/日 ARfD（急性参照用量） 国民全体の集団：0.5 mg/kg 体重 妊婦又は妊娠している可能性のある女性：0.02 mg/kg 体重										
暴露評価	暴露評価対象物質：農産物にあっては、フルアジナムのみとし、畜産物にあっては、筋肉及び脂肪については、フルアジナム、代謝物D及び代謝物Eとし、その他の組織及び乳については、フルアジナム、代謝物D（抱合体を含む。）及び代謝物E（抱合体を含む。）とする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI (%) 注)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>11.5</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>27.4</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>10.4</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>13.4</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算式：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量		EDI/ADI (%) 注)	国民全体（1歳以上）	11.5	幼小児（1～6歳）	27.4	妊婦	10.4	高齢者（65歳以上）	13.4
	EDI/ADI (%) 注)										
国民全体（1歳以上）	11.5										
幼小児（1～6歳）	27.4										
妊婦	10.4										
高齢者（65歳以上）	13.4										

	② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出^注したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）及び妊婦及び妊娠している可能性のある女性（14～50歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。

農薬名 フルアジナム

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
小麦	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
小豆類	0.05	0.1	○			<0.01,0.01(¥)(いんげんまめ)
らっかせい	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
ばれいしょ	0.1	0.1	○			<0.01,0.015(¥)
かんしょ	0.03	0.03	○			<0.01~0.02(n=6)
やまいも(長いものをいう。)	0.01	0.05	○			<0.01,<0.01,<0.01
てんさい	0.5	0.5	○			0.14,0.15(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.03	0.05	○			<0.0075,<0.0075(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.1	0.1	○			<0.01,0.02(¥)(つまみ菜)
かぶ類の根	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
かぶ類の葉	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
はくさい	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
キャベツ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
芽キャベツ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
こまつな	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)(みずな)
きょうな	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)(みずな)
チンゲンサイ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
カリフラワー	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
ブロッコリー	0.1	0.1	○			<0.01,0.015(¥)
その他のあぶらな科野菜	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)(のぎわな)
ごぼう	0.1	0.2	○			<0.01~0.06(n=6)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.01	0.05	○			<0.01(リーフレタス) <0.01,<0.01(サラダ菜)
たまねぎ	0.1	0.2	○			<0.01~0.065(n=7)
ねぎ(リーキを含む。)	0.02	0.05	○			<0.01~0.01(n=4)
にんにく	0.2		申			<0.01,0.04(¥)
にら	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
アスパラガス	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
その他のゆり科野菜	5	5	○			1.21,1.92(¥)(食用ゆり)
にんじん	0.3	0.3	○			0.045,0.095(¥)(#)(¥)
その他のなす科野菜	0.3	0.3		§ 0.3	韓国	【0.12,0.21(¥)(韓国とうがらし)】
その他の野菜(ずいき及びれんこんを除く。)	5	5	○			0.40,2.18(¥)(むかご)
みかん(外果皮を含む。)	2	2	○			0.32,0.75(¥)(#)(¥)
なつみかんの果実全体	3	5	○			1.28,1.35(¥)(#)(¥)
レモン	2	5	○			0.14(¥)(すだち),0.91(¥)(ゆず)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	5	○			(みかん(外果皮を含む)参照)
グレープフルーツ	3	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	2	5	○			(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	3	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
りんご	0.2	0.2	○			0.02,0.035(¥)
日本なし	0.1	0.2	○			0.015,0.02(¥)
西洋なし	0.1	0.2	○			(日本なし参照)
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	3	3	○			0.12,0.66,1.05
もも(果皮及び種子を含む。)	1	1	○			0.16,0.38(¥)
ネクタリン	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)(#)(¥)
あんず(アブリコットを含む。)	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)(#)(¥)(すもも)
すもも(ブルーベリーを含む。)	0.05	0.05	○			(あんず(アブリコットを含む)参照)
うめ	0.1	0.2	○			<0.01,0.02(¥)
おうとう(チェリーを含む。)	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)

農薬名 フルアジナム

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
いちご	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
ブルーベリー	4	4	○		7.0 米国	【0.19～1.80(n=9)(米国)】
クランベリー	4	4			7.0 米国	【ブルーベリー参照】
ハuckleベリー	4	4			7.0 米国	【ブルーベリー参照】
その他のベリー類果実	4	4			7.0 米国	【ブルーベリー参照】
ぶどう	0.05	0.05	○			<0.01,0.01(¥)
かき	0.3	0.3	○			0.05,0.07(#)(¥)
キウイ(果皮を含む。)	3	3	○			0.54,0.86,1.17
パイナップル	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
マンゴー	0.5		申			0.04,0.18(¥)
その他の果実	0.05	0.05	○			<0.01,0.01(¥)(いちじく)
茶	9	6	○・申			0.40～5.49(n=13)(荒茶)
その他のスパイス	10	10	○			1.52,4.37(#)(¥)(みかん果皮)
牛の筋肉	0.01	0.01				推:0.002
牛の脂肪	0.02	0.02				推:0.019
牛の肝臓	0.01	0.01				推:0.005
牛の腎臓	0.01	0.01				推:0.001
牛の食用部分	0.01	0.01				(牛の肝臓参照)
乳	0.01	0.01				推:0.004
はちみつ	0.05					※

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(＃):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

推:推定される残留濃度

§:現行の基準値は当時の韓国の基準値を参照して設定したものであり、現在も韓国において基準値が設定されていることを考慮し、現行の基準値を維持することとする。

※「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

答申（案）

（別紙2）

フルアジナムについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

フルアジナム

今回残留基準を設定する「フルアジナム」の規制対象は、農産物及びはちみつにあつてはフルアジナムのみとし、畜産物にあつては、筋肉及び脂肪については、フルアジナム、代謝物D【4-クロロ-6-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジルアミノ)- α , α , α -トリフルオロ-5-ニトロ-*m*-トルイジン】及び代謝物E【4-クロロ-2-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジルアミノ)-5-トリフルオロメチル-*m*-フェニレンジアミン】とし、その他の組織及び乳については、フルアジナム、代謝物D（抱合体を含む。）及び代謝物E（抱合体を含む。）とする。ただし、代謝物D、代謝物E、代謝物D（抱合体を含む。）及び代謝物E（抱合体を含む。）は、フルアジナムの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.05
小豆類 ^{注1)}	0.05
らっかせい	0.05
ばれいしょ	0.1
かんしょ	0.03
やまいも（長いものをいう。）	0.01
てんさい	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.03
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.1
かぶ類の根	0.05
かぶ類の葉	0.05
はくさい	0.05
キャベツ	0.05
芽キャベツ	0.05
こまつな	0.05
きょうな	0.05
チンゲンサイ	0.05
カリフラワー	0.05
ブロッコリー	0.1
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	0.05
ごぼう	0.1
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	0.01

食品名	残留基準値 ppm
たまねぎ	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	0.02
にんにく	0.2
にら	0.05
アスパラガス	0.05
その他のゆり科野菜 ^{注3)}	5
にんじん	0.3
その他のなす科野菜 ^{注4)}	0.3
その他の野菜 ^{注5)} （ずいき及びれんこんを除く。）	5
みかん（外果皮を含む。）	2
なつみかんの果実全体	3
レモン	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2
グレープフルーツ	3
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^{注6)}	3
りんご	0.2
日本なし	0.1
西洋なし	0.1
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	3
もも（果皮及び種子を含む。）	1
ネクタリン	0.05
あんず（アプリコットを含む。）	0.05
すもも（プルーンを含む。）	0.05
うめ	0.1
おうとう（チェリーを含む。）	0.05
いちご	0.05
ブルーベリー	4
クランベリー	4
ハuckleベリー	4
その他のベリー類果実 ^{注7)}	4
ぶどう	0.05
かき	0.3

食品名	残留基準値 ppm
キウイー（果皮を含む。）	3
パイナップル	0.05
マンゴー	0.5
その他の果実 ^{注8)}	0.05
茶	9
その他のスパイス ^{注9)}	10
牛の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注10)}	0.01
乳	0.01
はちみつ	0.05

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注5) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注7) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注8) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注9) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注10) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

フルピリミン（Flupyrimin）

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく試験成績の追加提出に伴う基準値設定の要請（稲）及び畜産物への基準値設定の要請を受け、残留基準を設定するもの。 令和6年11月14日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺虫剤										
我が国の登録状況	農薬：稲を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値は設定されていない。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フルピリミンのみとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.011 mg/kg 体重/日 ARfD（急性参照用量）：0.08 mg/kg 体重										
暴露評価	暴露評価対象物質：フルピリミンのみとする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI／ADI (%) 注)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>10.0</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>18.6</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>6.5</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>10.5</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量 ② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出^{注）}したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注）基準値案、作物残留試験における中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。		EDI／ADI (%) 注)	国民全体（1歳以上）	10.0	幼小児（1～6歳）	18.6	妊婦	6.5	高齢者（65歳以上）	10.5
	EDI／ADI (%) 注)										
国民全体（1歳以上）	10.0										
幼小児（1～6歳）	18.6										
妊婦	6.5										
高齢者（65歳以上）	10.5										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

農薬名

フルピリミン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	1	0.7	○・申			0.24～0.50(n=10)
牛の筋肉	0.01	0.01				推:0.010
豚の筋肉	0.01	0.01				(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01				(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.01	0.01				推:0.010
豚の脂肪	0.01	0.01				(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01				(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.02	0.01	申			推:0.011
豚の肝臓	0.02	0.01	申			(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.01	申			(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.01	0.01				推:0.010
豚の腎臓	0.01	0.01				(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01				(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.02	0.01	申			(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	0.02	0.01	申			(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.01	申			(牛の肝臓参照)
乳	0.01	0.01				推:0.010
鶏の筋肉	0.03	0.03				推:0.021
その他の家きんの筋肉	0.03	0.03				(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.04	0.04				推:0.032
その他の家きんの脂肪	0.04	0.04				(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.1	0.1				推:0.087
その他の家きんの肝臓	0.1	0.1				(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.1	0.1				(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの腎臓	0.1	0.1				(鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分	0.1	0.1				(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの食用部分	0.1	0.1				(鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.04	0.04				推:0.033
その他の家きんの卵	0.04	0.04				(鶏の卵参照)
魚介類	0.02	0.02				推:0.014

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

推:推定される残留濃度

答申（案）

（別紙2）

フルピリミンについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

フルピリミン

今回残留基準を設定する「フルピリミン」の規制対象は、フルピリミンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	1
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注2)}	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
乳	0.01
鶏の筋肉	0.03
その他の家きん ^{注3)} の筋肉	0.03
鶏の脂肪	0.04
その他の家きんの脂肪	0.04
鶏の肝臓	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1
鶏の卵	0.04
その他の家きんの卵	0.04

食品名	残留基準値 ppm
魚介類	0.02

注1) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

マンデストロビン (Mandestrobin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：つるむらさき、しそ（花穂）等）並びに魚介類及び畜産物への基準値設定依頼の要請を受け、残留基準を設定するもの。 令和6年11月14日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺菌剤										
我が国の登録状況	農薬：だいず、はくさい等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、2018年に ADI及び ARfDが設定されている。国際基準はぶどう、なたね等に設定されている。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてレタス、その他のベリー類果実等に、カナダにおいていちご、ぶどう等に、EUにおいて もも、おうとう等に、豪州においてレタス、核果類等に、ニュージーランドにおいて豆類、たまねぎ等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：マンデストロビンのみとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.19 mg/kg 体重/日 ARfD（急性参照用量）：設定の必要なし										
暴露評価	暴露評価対象物質：マンデストロビンのみとする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI／ADI (%) 注)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>9.9</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>14.7</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>8.6</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>11.5</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量		EDI／ADI (%) 注)	国民全体（1歳以上）	9.9	幼小児（1～6歳）	14.7	妊婦	8.6	高齢者（65歳以上）	11.5
	EDI／ADI (%) 注)										
国民全体（1歳以上）	9.9										
幼小児（1～6歳）	14.7										
妊婦	8.6										
高齢者（65歳以上）	11.5										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

農薬名

マンデストロビン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
大豆	0.3	0.3	○			0.02,0.06(¥)
小豆類	0.2	0.2	○			<0.01,0.03(¥)(いんげんまめ)
えんどう	0.3	0.3	○			(大豆参照)
そら豆	0.3	0.3	○			(大豆参照)
その他の豆類	0.3	0.3	○			(大豆参照)
はくさい	5	5	○			0.17～2.18(n=6)
キャベツ	5	5	○			1.18,1.58(¥)
ケール	40	40	○			19.6,29.6(¥)(たかな)
こまつな	40	40	○			9.01,27.7(¥)
きょうな	25	25	○			11.5,17.9(¥)(みずな)
チンゲンサイ	40	40	○			(ケール参照)
カリフラワー	7	7	○			(ブロッコリー参照)
ブロッコリー	7	7	○			1.70,2.29,2.79
その他のあぶらな科野菜	40	40	○			(ケール参照)
しゅんぎく	90	90	○			19.7,28.2,36.2
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	40	40	○			8.62,29.1(¥)(リーフレタス)
たまねぎ	0.05	0.05	○			<0.01～0.03(n=6)
トマト	5	10	○			1.20,2.73(¥)(ミニトマト)
ピーマン	6	6	○			0.63,0.91,2.74
なす	2	2	○			0.28,0.77(¥)
その他のなす科野菜	10	10	○			1.60～5.27(n=4)(ししとう、甘長 とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	2	○			0.34,0.50(¥)
すいか(果皮を含む。)	0.7	0.7	○			0.12,0.29(¥)
メロン類果実(果皮を含む。)	2	2	○			0.40,0.68(¥)
ほうれんそう	0.3	0.3	○			0.01～0.12(n=6)
未成熟えんどう	5	5	○			1.77,2.69(¥)(さやえんどう)
未成熟いんげん	10	10	○			1.67,3.40(¥)(さやいんげん)
えだまめ	10	10	○			1.80,3.87(¥)
その他の野菜	25	10	○・申			15.0,15.9(¥)(つるむらさき)
りんご	5	5	○			1.04,1.66(¥)
日本なし	2	2	○			0.64,0.72(¥)
西洋なし	2	2	○			(日本なし参照)
もも(果皮及び種子を含む。)	3	3	○			0.90,1.13(¥)
ネクタリン	5	5	○			0.50,2.12(¥)
あんず(アブリコットを含む。)	5	5	○			(うめ参照)
すもも(プルーンを含む。)	2	2	○			0.36,0.83(¥)
うめ	5	5	○			2.54,2.64(¥)
おうとう(チェリーを含む。)	5	5	○			2.43,2.86(¥)
いちご	6	6	○	3		1.00,1.63,2.87
ぶどう	20	10	○・申	5		2.60,3.70,7.78
かき	3	3	○			0.48,1.20(¥)
なたね	0.5	0.5		0.2	0.5 カナダ	【<0.010～0.544(n=22)(カナダ)】
茶	30	40	○			16.2,24.0(¥)(荒茶)
その他のハーブ	70	40	○・申			35.7,54.6(¥)(しそ)
牛の筋肉	0.01		申	0.01		
豚の筋肉	0.01		申	0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01		申	0.01		
牛の脂肪	0.01		申	0.01		
豚の脂肪	0.01		申	0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01		申	0.01		

農薬名 マンデストロビン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
牛の肝臓	0.01		申	0.01		
豚の肝臓	0.01		申	0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01		申	0.01		
牛の腎臓	0.01		申	0.01		
豚の腎臓	0.01		申	0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01		申	0.01		
牛の食用部分	0.01		申	0.01		
豚の食用部分	0.01		申	0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01		申	0.01		
乳	0.01		申	0.01		
鶏の筋肉	0.01			0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01			0.01		
鶏の脂肪	0.01			0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01			0.01		
鶏の肝臓	0.01			0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01			0.01		
鶏の腎臓	0.01			0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01			0.01		
鶏の食用部分	0.01			0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01			0.01		
鶏の卵	0.01			0.01		
その他の家きんの卵	0.01			0.01		
魚介類	0.02		申			推:0.011
はちみつ	0.05	0.05				※1
干しぶどう				10		※2

太枠：本基準（暫定基準以外の基準）を見直した基準値
斜線：加工食品につき基準値を設定しないもの
○：既に、国内において登録等がされているもの
申：農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
（¥）：基準値設定の根拠とした作物残留試験成績（最大値）
推：推定される残留濃度
※1）「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」（令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会（令和5年3月31日一部改訂））の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。
※2）加工食品である「干しぶどう」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRは干しぶどうの加工係数を2.0と算出している。

答申（案）

（別紙2）

マンデストロビンについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

マンデストロビン

今回残留基準を設定する「マンデストロビン」の規制対象は、マンデストロビンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.3
小豆類 ^{注1)}	0.2
えんどう	0.3
そら豆	0.3
その他の豆類 ^{注2)}	0.3
はくさい	5
キャベツ	5
ケール	40
こまつな	40
きょうな	25
チンゲンサイ	40
カリフラワー	7
ブロッコリー	7
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	40
しゅんぎく	90
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	40
たまねぎ	0.05
トマト	5
ピーマン	6
なす	2
その他のなす科野菜 ^{注4)}	10
きゅうり（ガーキンを含む。）	1
すいか（果皮を含む。）	0.7
メロン類果実（果皮を含む。）	2
ほうれんそう	0.3
未成熟えんどう	5
未成熟いんげん	10
えだまめ	10
その他の野菜 ^{注5)}	25
りんご	5

食品名	残留基準値 ppm
日本なし	2
西洋なし	2
もも（果皮及び種子を含む。）	3
ネクタリン	5
あんず（アプリコットを含む。）	5
すもも（プルーンを含む。）	2
うめ	5
おうとう（チェリーを含む。）	5
いちご	6
ぶどう	20
かき	3
なたね	0.5
茶	30
その他のハーブ ^{注6)}	70
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注7)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注8)}	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注9)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01

食品名	残留基準値 ppm
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
魚介類	0.02
はちみつ	0.05

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注5) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注7) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注8) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注9) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ブロフラニリド (Broflanilide)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく農薬登録申請（新規製剤の登録申請）及び適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（新規：たまねぎ、にんにく等、適用拡大：しゅんぎく、ほうれんそう等）並びに「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく基準値設定の要請（ピーマン）を受け、残留基準を設定するもの。 令和7年1月24日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬及び動物用医薬品／殺虫剤										
我が国の登録状況	農薬：未成熟とうもろこし、だいず等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、2022 年に ADI が設定され、ARfD は設定の必要なしと評価がなされている。国際基準は、穀類、畜産物等に設定されている。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてばれいしょ、とうもろこし等に、カナダにおいてばれいしょ、とうもろこし等に、豪州においてブロッコリー、キャベツ等に基準値が設定されている。 また、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）における毒性評価はなされていない。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物及びはちみつにあっては、ブロフラニリドのみとし、畜産物にあっては、ブロフラニリド及び代謝物 B【3-ベンズアミド-N-[2-ブromo-4-(ペルフルオロプロパン-2-イル)-6-(トリフルオロメチル)フェニル]-2-フルオロベンズアミド】とする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.017 mg/kg 体重/日 ARfD（急性参照用量）：設定の必要なし										
暴露評価	暴露評価対象物質：農産物にあっては、ブロフラニリドのみとし、畜産物にあっては、ブロフラニリド及び代謝物 B とする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI (%) 注)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>20.5</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>33.8</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>20.6</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>24.7</td></tr> </tbody> </table> 注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算式：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量		EDI/ADI (%) 注)	国民全体（1歳以上）	20.5	幼小児（1～6歳）	33.8	妊婦	20.6	高齢者（65歳以上）	24.7
	EDI/ADI (%) 注)										
国民全体（1歳以上）	20.5										
幼小児（1～6歳）	33.8										
妊婦	20.6										
高齢者（65歳以上）	24.7										

答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。
-----	---

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.001	0.01	○	0.001		<0.01, <0.01, <0.01(未成熟とうもろこし)
大麦	0.001			0.001		
ライ麦	0.001			0.001		
とうもろこし	0.01			0.001		
そば	0.001			0.001		
その他の穀類	0.001			0.001		
大豆	0.07	0.07	○			<0.01～0.05 (n=6) (だいず)、<0.01, 0.01, 0.02(あずき)、 <0.01, <0.01, 0.01(えんどうまめ)
小豆類	0.07	0.07	○			(大豆参照)
えんどう	0.07	0.07	○			(大豆参照)
そら豆	0.07	0.07	○			(大豆参照)
らっかせい	0.07	0.07	○			(大豆参照)
その他の豆類	0.07	0.07	○			(大豆参照)
ばれいしょ	0.04	0.04	○	0.04		
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.04	0.04		0.04		
かんしょ	0.04	0.04		0.04		
やまいも (長いものをいう。)	0.04	0.04		0.04		
こんにゃくいも	0.04	0.04		0.04		
その他のいも類	0.04	0.04		0.04		
てんさい	0.01	0.01	○			<0.01, <0.01, <0.01
だいこん類 (ラディッシュを含む。)	0.01	0.01	○	0.01		0.80～4.40 (n=6) <0.01, 0.01, 0.02 1.42, 1.95, 2.58 0.06～0.48 (n=6) (はくさい)、0.04～0.19 (n=6) (キャベツ) 1.26, 3.61(¥) (たかな) 1.20, 1.70, 2.28 2.06, 2.30(¥) (みずな) (ケール参照) (ブロッコリー参照) 0.33, 0.36, 0.73 (ケール参照)
だいこん類 (ラディッシュを含む。)	9	9	○			
かぶ類の根	0.04	0.04	○			
かぶ類の葉	6	6	○			
はくさい	2	2	○			
キャベツ	2	2	○			
芽キャベツ	0.7		申			
ケール	10	10	○			
こまつな	6	6	○			
きょうな	5	5	○			
チンゲンサイ	10	10	○			
カリフラワー	1	2	○			
ブロッコリー	1	2	○			
その他のあぶらな科野菜	10	10	○			
チコリ	15	15	○			(レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。))参照)
エンダイブ	15	15	○			(レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。))参照)
しゅんぎく	15		申			3.52, 3.78, 6.66
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	15	15	○			3.22, 6.07(サラダ菜)、1.54(リーフレタス)
その他のきく科野菜	15	15	○			(レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。))参照)
たまねぎ	0.01	0.7	申			<0.01～0.01 (n=6)
ねぎ (リーキを含む。)	2		○			0.10～1.32 (n=6) (ねぎ)、0.10(根深ねぎ)、0.08, 0.25(葉ねぎ)
にんにく	0.05		申			<0.01, <0.01(¥)
にら	4		申			0.72, 1.14, 1.30
アスパラガス	0.7		○			0.14, 0.25(¥)
その他のゆり科野菜	0.05		申			(にんにく参照)
ピーマン	0.4		IT			【0.10, 0.13, 0.13(韓国)】
その他のうり科野菜	0.04	0.04		0.04		
ほうれんそう	15	0.04	申	0.04		3.00～8.01 (n=6)
しょうが	0.04		申			0.26, 0.50(¥) (さやえんどう)
未成熟えんどう	1		○			0.07, 0.19, 0.24(さやいんげん)
未成熟いんげん	0.6		○			0.11, 0.27, 0.34
えだまめ	0.8		○			
その他の野菜	1	1	○	0.04		(未成熟えんどう参照)
みかん (外果皮を含む。)	1		申			0.15～0.69 (n=6)
なつみかんの果実全体	1		申			(みかん (外果皮を含む。))参照)
レモン	0.4		申			0.03(かぼず)、0.03(すだち)、0.14(ゆず)
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	1		申			(みかん (外果皮を含む。))参照)
グレープフルーツ	1		申			(みかん (外果皮を含む。))参照)
ライム	0.4		申			(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	1		申			(みかん (外果皮を含む。))参照)
おうとう (チェリーを含む。)	1		申			0.28, 0.45(¥)
ぶどう	3		申			0.76, 0.96, 1.30
かき	0.3		申			0.04～0.14 (n=6)
マンゴー	0.3		申			0.05, 0.08(¥)
その他のオイルシード	0.001			0.001		
茶	30	0.01	申	0.01		0.67～16.4 (n=6) (荒茶)
コーヒー豆	0.01					

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のスパイス	6		申			0.76～2.96 (n=6) (みかんの果皮)
その他のハーブ	10	10	○			(ケール参照)
牛の筋肉	0.2	0.2		0.15		
豚の筋肉	0.2	0.2		0.15		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2		0.15		
牛の脂肪	0.2	0.2		0.15		
豚の脂肪	0.2	0.2		0.15		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2		0.15		
牛の肝臓	0.03	0.03		0.03		
豚の肝臓	0.03	0.03		0.03		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.03	0.03		0.03		
牛の腎臓	0.03	0.03		0.03		
豚の腎臓	0.03	0.03		0.03		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.03	0.03		0.03		
牛の食用部分	0.03	0.03		0.03		
豚の食用部分	0.03	0.03		0.03		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.03	0.03		0.03		
乳	0.02	0.02		0.015		
鶏の筋肉	0.02	0.02	○	0.02		<0.02 (n=6) (投与7日後)
その他の家さんの筋肉	0.02	0.02		0.02		
鶏の脂肪	0.8	0.8	○	0.15		推 : 0.76 (皮膚) (投与7日後) (統計学的解析)
その他の家さんの脂肪	0.2	0.2		0.15		
鶏の肝臓	0.3	0.3	○	0.03		推 : 0.27 (投与7日後) (統計学的解析)
その他の家さんの肝臓	0.03	0.03		0.03		
鶏の腎臓	0.05	0.05	○	0.03		推 : 0.048 (投与7日後)
その他の家さんの腎臓	0.03	0.03		0.03		
鶏の食用部分	0.05	0.05	○	0.03		推 : 0.046 (心臓) (投与7日後)
その他の家さんの食用部分	0.03	0.03		0.03		
鶏の卵	0.1	0.1	○	0.03		推 : 0.128 (投与15日後)
その他の家さんの卵	0.03	0.03		0.03		
はちみつ	0.05	0.05				※1
とうもろこし粉				0.002		※2

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値
斜線: 食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分、もしくは加工食品につき基準値を設定しないもの
○: 既に、国内において登録等がされているもの
申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
(¥): 基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)
IT: 海外で設定されている基準値を参照するようインポートレランス申請されたもの。ただし、提出された作物残留試験結果と参照国の基準値に乖離があり、参照国の基準値が作物残留試験結果から計算される基準値より高い場合については、作物残留試験成績を基に基準値を設定した。
推: 推定される残留濃度
※1)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。
※2) 加工食品である「とうもろこし粉」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRはとうもろこし粉の加工係数を2.10と算出している。

答申（案）

（別紙2）

ブロフラニリドについては、以下のとおり食品中の農薬及び動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

ブロフラニリド

今回残留基準を設定する「ブロフラニリド」の規制対象は、農産物及びはちみつにあっては、ブロフラニリドのみとし、畜産物にあっては、ブロフラニリド及び代謝物B【3-ベンズアミド-*N*-[2-ブロモ-4-(ペルフルオロプロパン-2-イル)-6-(トリフルオロメチル)フェニル]-2-フルオロベンズアミド】とする。ただし、代謝物Bはブロフラニリドの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.001
大麦	0.001
ライ麦	0.001
とうもろこし	0.01
そば	0.001
その他の穀類 ^{注1)}	0.001
大豆	0.07
小豆類 ^{注2)}	0.07
えんどう	0.07
そら豆	0.07
らっかせい	0.07
その他の豆類 ^{注3)}	0.07
ばれいしょ	0.04
さといも類（やつがしらを含む。）	0.04
かんしょ	0.04
やまいも（長いものをいう。）	0.04
こんにゃくいも	0.04
その他のいも類 ^{注4)}	0.04
てんさい	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	9
かぶ類の根	0.04
かぶ類の葉	6
はくさい	2
キャベツ	2
芽キャベツ	0.7
ケール	10
こまつな	6
きょうな	5
チンゲンサイ	10
カリフラワー	1
ブロッコリー	1
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	10
チコリ	15
エンダイブ	15
しゅんぎく	15

食品名	残留基準値 ppm
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	15
その他のきく科野菜 ^{注6)}	15
たまねぎ	0.01
ねぎ（リーキを含む。）	2
にんにく	0.05
にら	4
アスパラガス	0.7
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	0.05
ピーマン	0.4
その他のうり科野菜 ^{注8)}	0.04
ほうれんそう	15
しょうが	0.04
未成熟えんどう	1
未成熟いんげん	0.6
えだまめ	0.8
その他の野菜 ^{注9)}	1
みかん（外果皮を含む。）	1
なつみかんの果実全体	1
レモン	0.4
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1
グレープフルーツ	1
ライム	0.4
その他のかんきつ類果実 ^{注10)}	1
おうとう（チェリーを含む。）	1
ぶどう	3
かき	0.3
マンゴー	0.3
その他のオイルシード ^{注11)}	0.001
茶	30
コーヒー豆	0.01
その他のスパイス ^{注12)}	6
その他のハーブ ^{注13)}	10
牛の筋肉	0.2
豚の筋肉	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注14)} の筋肉	0.2
牛の脂肪	0.2
豚の脂肪	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2
牛の肝臓	0.03
豚の肝臓	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.03

食品名	残留基準値 ppm
牛の腎臓	0.03
豚の腎臓	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.03
牛の食用部分 ^{注15)}	0.03
豚の食用部分	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.03
乳	0.02
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん ^{注16)} の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.8
その他の家きんの脂肪	0.2
鶏の肝臓	0.3
その他の家きんの肝臓	0.03
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.03
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.03
鶏の卵	0.1
その他の家きんの卵	0.03
はちみつ	0.05

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注5) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注8) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注9) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注10) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注11) 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注12) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注13) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注14) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注15) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注16) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

イソフェタミド (Isofetamid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：ピーマン、しろうり等）を受け、残留基準を設定するもの。 令和7年1月24日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺菌剤										
我が国の登録状況	農薬：はくさい、キャベツ等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、2016年にADI及びARfDが設定されている。国際基準はリーフレタス、ぶどう等に設定されている。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてえだまめ、りんご等に、カナダにおいてりんご、あんず等に、EUにおいてクランベリー、なたね等に、豪州においてりんご、ぶどう等に、ニュージーランドにおいてぶどうに基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物及びはちみつにあってはイソフェタミドのみとし、畜産物にあってはイソフェタミド及び代謝物C【2-[3-メチル-4-[2-メチル-2-(3-メチルチオフェン-2-カルボキサミド)プロピオニル]フェノキシ]プロピオン酸】とする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.053 mg/kg 体重/日 ARfD（急性参照用量）：3 mg/kg 体重										
暴露評価	暴露評価対象物質：農産物にあってはイソフェタミドのみとし、畜産物にあってはイソフェタミド及び代謝物Cとする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI (%) 注)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>20.4</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>40.5</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>20.3</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>21.8</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量 ② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出注）したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平		EDI/ADI (%) 注)	国民全体（1歳以上）	20.4	幼小児（1～6歳）	40.5	妊婦	20.3	高齢者（65歳以上）	21.8
	EDI/ADI (%) 注)										
国民全体（1歳以上）	20.4										
幼小児（1～6歳）	40.5										
妊婦	20.3										
高齢者（65歳以上）	21.8										

	成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
大豆	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
小豆類	0.09	0.09	○	0.09		
えんどう	0.09	0.09	○	0.09		
そら豆	0.09	0.09	○	0.09		
その他の豆類	0.09	0.09	○	0.09		
はくさい	7	7	○			0.58～3.91(n=6)
キャベツ	9	9	○			0.30～4.92(n=6)
カリフラワー	15	15	○			(ブロッコリー参照)
ブロッコリー	15	15	○			2.62,3.81,4.93
その他のあぶらな科野菜	15	15	○			(ブロッコリー参照)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	90	90	○	7		23.0,28.2(リーフレタス)、 30.3(サラダ菜)
たまねぎ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
ねぎ(リーキを含む。)	0.6	0.6	○			
たまねぎ	0.05	0.05	○			0.04,0.16,0.28(根深ねぎ)、 <0.01,0.02,0.11(葉ねぎ)
ねぎ(リーキを含む。)	0.6	0.6	○			
トマト	6	6	○			1.27～2.40(n=6)(ミートマト)
ピーマン	7		申			1.71,1.80,2.95
なす	2	2	○			0.32～1.10(n=6)
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○			0.39,0.45(¥)
しろうり	1		申			0.38,0.44(¥)
すいか(果皮を含む。)	1	2	○			0.15～0.65(n=6)
メロン類果実(果皮を含む。)	2	2	○			0.48,0.53,0.84
その他のうり科野菜	2		申			0.31,0.57(¥)(にがうり)
未成熟えんどう	20	20	○	0.6		1.46,11.2(¥)(さやえんどう)
未成熟いんげん	0.6	0.6		0.6		
えだまめ	0.6	0.6		0.6		
その他の野菜	0.6	0.6		0.6		
みかん(外果皮を含む。)	7	7	○			1.65～2.85(n=6)
なつみかんの果実全体	4	4	○			0.88,1.41,1.51
レモン	3	3	○			0.47(かぼす)、1.33(すだち)(¥)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	7	7	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
グレープフルーツ	4	4	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	3	3	○			(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	7	7	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
りんご	0.6	0.6		0.6		1.10,1.22,1.81
日本なし	0.6	0.6		0.6		
西洋なし	0.6	0.6		0.6		
マルメロ	0.6	0.6		0.6		
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.6	0.6		0.6		
もも(果皮及び種子を含む。)	5	5	○	3		0.77,2.69,3.46 2.06,3.44(¥)
ネクタリン	3	3		3		
あんず(アプリコットを含む。)	3	3		3		
すもも(ブルーンを含む。)	0.8	0.8		0.8		
うめ	8	8	○	3		
おうとう(チェリーを含む。)	10	10	○	4		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
いちご	7	7	○	4		2.09,2.10,2.20
ラズベリー	4	4		3	4.0 米国	【0.202～1.59(＃)(n=5)(米国ラズベリー)】
ブラックベリー	4	4		3	4.0 米国	【ラズベリー参照】
ブルーベリー	5	5		4	5.0 米国	【0.184～3.59(＃)(n=10)(米国ブルーベリー)】
クランベリー	5	5		4	5.0 米国	【ブルーベリー参照】
ハックルベリー	5	5		4	5.0 米国	【ブルーベリー参照】
その他のベリー類果実	10	10		4	10.0 米国	【キウイ（果皮を含む。）参照】
ぶどう	10	10	○	3		0.96(大粒ぶどう)、4.93(小粒ぶどう)(¥)
かき	1	1	○	0.6		0.04～0.49(n=6)
キウイ（果皮を含む。）	10	10		3	10.0 米国	【<0.01,0.889,3.80(＃)(米国キウイ)】
パッションフルーツ	10	10			10.0 米国	【キウイ（果皮を含む。）参照】
その他の果実	10	10			10.0 米国	【キウイ（果皮を含む。）参照】
ごまの種子	0.01	0.02				【なたね参照】
なたね	0.01	0.02		0.01		【<0.01～0.0111(n=17)(米国なたね)】
その他のオイルシード	0.01	0.02				【なたね参照】
アーモンド	0.01	0.01		0.01		
その他のスパイス	40	40	○			9.88～12.0(n=6)(みかん果皮)
その他のハーブ	0.01	0.02				【なたね参照】
牛の筋肉	0.02	0.02				【牛の脂肪参照】
豚の筋肉	0.02	0.02				【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02				【牛の脂肪参照】
牛の脂肪	0.02	0.02		0.02		
豚の脂肪	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02		0.02		
牛の肝臓	0.07	0.07		0.07		
豚の肝臓	0.07	0.07		0.07		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.07	0.07		0.07		
牛の腎臓	0.07	0.07		0.07		
豚の腎臓	0.07	0.07		0.07		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.07	0.07		0.07		
牛の食用部分	0.07	0.07		0.07		
豚の食用部分	0.07	0.07		0.07		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.07	0.07		0.07		
乳	0.01	0.01		0.01		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの卵	0.01	0.01		0.01		
はちみつ	0.05	0.05				※1
すもも(乾燥させたもの)				3		※2
干しぶどう				7		※2
なたね油	0.03			0.03		

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値
斜線:食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分、もしくは加工食品につき基準値を設定しないもの
○:既に、国内において登録等がされているもの
申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績
(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

※1)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。
※2)加工食品である「すもも(乾燥させたもの)」及び「干しぶどう」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRIはすもも(乾燥させたもの)及び干しぶどうの加工係数をそれぞれ4.0及び2.3と算出している。

答申（案）

（別紙2）

イソフェタミドについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

イソフェタミド

今回残留基準を設定する「イソフェタミド」の規制対象は、農産物とはちみつにあってはイソフェタミドのみとし、畜産物にあってはイソフェタミド及び代謝物C【2-{3-メチル-4-[2-メチル-2-(3-メチルチオフェン-2-カルボキサミド)プロピオニル]フェノキシ}プロピオン酸】とする。ただし、代謝物Cはイソフェタミドの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.05
小豆類 ^{注1)}	0.09
えんどう	0.09
そら豆	0.09
その他の豆類 ^{注2)}	0.09
はくさい	7
キャベツ	9
カリフラワー	15
ブロッコリー	15
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	15
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	90
たまねぎ	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	0.6
トマト	6
ピーマン	7
なす	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	1
しろうり	1
すいか（果皮を含む。）	1
メロン類果実（果皮を含む。）	2
その他のうり科野菜 ^{注4)}	2
未成熟えんどう	20
未成熟いんげん	0.6
えだまめ	0.6
その他の野菜 ^{注5)}	0.6

食品名	残留基準値 ppm
みかん（外果皮を含む。）	7
なつみかんの果実全体	4
レモン	3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	7
グレープフルーツ	4
ライム	3
その他のかんきつ類果実 ^{注6)}	7
りんご	0.6
日本なし	0.6
西洋なし	0.6
マルメロ	0.6
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.6
もも（果皮及び種子を含む。）	5
ネクタリン	3
あんず（アプリコットを含む。）	3
すもも（プルーンを含む。）	0.8
うめ	8
おうとう（チェリーを含む。）	10
いちご	7
ラズベリー	4
ブラックベリー	4
ブルーベリー	5
クランベリー	5
ハuckleベリー	5
その他のベリー類果実 ^{注7)}	10
ぶどう	10
かき	1
キウイ（果皮を含む。）	10
パッションフルーツ	10
その他の果実 ^{注8)}	10
ごまの種子	0.01
なたね	0.01
その他のオイルシード ^{注9)}	0.01
アーモンド	0.01
その他のスパイス ^{注10)}	40
その他のハーブ ^{注11)}	0.01

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注12)} の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.07
豚の肝臓	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.07
牛の腎臓	0.07
豚の腎臓	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.07
牛の食用部分 ^{注13)}	0.07
豚の食用部分	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.07
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注14)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
はちみつ	0.05
なたね油	0.03

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注5) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注7) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注8) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注9) 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注10) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注11) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注12) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注13) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注14) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ジンプロピリダズ (Dimpropyridaz)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う基準値設定の要請（新規：ばれいしょ、ブロッコリー等）を受け、残留基準を設定するもの。 令和7年1月24日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺虫剤										
我が国の登録状況	農薬：登録されていない。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、豪州においてあぶらな科野菜、綿実等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ジンプロピリダズのみとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.21 mg/kg 体重/日 ARfD（急性参照用量）：1.2 mg/kg 体重										
暴露評価	暴露評価対象物質：ジンプロピリダズ、代謝物 M7（5-メチル-1-(3-メチルブタン-2-イル)-N-(ピリダジン-4-イル)-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド）及び代謝物 M9（N-エチル-1-(3-ヒドロキシ-3-メチルブタン-2-イル)-5-メチル-N-(ピリダジン-4-イル)-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド）とする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI (%) 注)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>1.6</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>2.6</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>1.5</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>1.9</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算式：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量 ② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出注）したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。		EDI/ADI (%) 注)	国民全体（1歳以上）	1.6	幼小児（1～6歳）	2.6	妊婦	1.5	高齢者（65歳以上）	1.9
	EDI/ADI (%) 注)										
国民全体（1歳以上）	1.6										
幼小児（1～6歳）	2.6										
妊婦	1.5										
高齢者（65歳以上）	1.9										

答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。
-----	--

農薬名 ジンプロピリダズ

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
大豆	0.01		申			<0.01 (n=6)
ばれいしょ	0.01		申			<0.01 (n=6)
てんさい	0.01		申			<0.01,<0.01,<0.01
はくさい	1		申			0.07～0.61 (n=6)
キャベツ	1		申			0.18～0.41 (n=6)
ブロッコリー	3		申			0.59,0.72,1.00
チコリ	20		申			(レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)参照)
エンダイブ	20		申			(レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)参照)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	20		申			3.40,4.40(サラダ菜)、 7.48,8.97(リーフレタス)
その他のきく科野菜	20		申			(レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)参照)
トマト	1		申			0.06,0.24,0.44(トマト)、 0.33,0.36,0.59(ミニトマト)
ピーマン	2		申			0.51,0.58,0.96
なす	0.6		申			0.05～0.34 (n=6)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.6		申			0.11～0.28 (n=6)
すいか(果皮を含む。)	0.1		申			0.02～0.09 (n=12)
メロン類果実(果皮を含む。)	0.5		申			0.14,0.16,0.20
りんご	0.4		申			0.02～0.21 (n=8)
日本なし	0.4		申			0.06～0.16 (n=6)
西洋なし	0.4		申			(日本なし参照)
もも(果皮及び種子を含む。)	0.1		申			0.02～0.07 (n=5)
おうとう(チェリーを含む。)	3		申			0.23～1.14 (n=5)
いちご	5		申			0.44,1.41,2.12
ぶどう	2		申			0.30～1.08 (n=4)
茶	30		申			1.34～14.0 (n=6)(荒茶)
はちみつ	0.05					※)

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値
申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
※)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日 食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3
「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

答申（案）

（別紙2）

ジンプロピリダズについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

ジンプロピリダズ

今回残留基準を設定する「ジンプロピリダズ」の規制対象は、ジンプロピリダズのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.01
ばれいしょ	0.01
てんさい	0.01
はくさい	1
キャベツ	1
ブロッコリー	3
チコリ	20
エンダイブ	20
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	20
その他のきく科野菜 ^{注1)}	20
トマト	1
ピーマン	2
なす	0.6
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.6
すいか（果皮を含む。）	0.1
メロン類果実（果皮を含む。）	0.5
りんご	0.4
日本なし	0.4
西洋なし	0.4
もも（果皮及び種子を含む。）	0.1
おうとう（チェリーを含む。）	3
いちご	5
ぶどう	2
茶	30
はちみつ	0.05

注1) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

チフルザミド (Thifluzamide)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく農薬の再評価に係る食品健康影響評価の結果の通知がなされたこと、及び農林水産省から消費者庁に農薬の再評価に係る連絡がなされたことから、令和7年1月24日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺菌剤										
我が国の登録状況	農薬：稲、だいず等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：チフルザミドのみとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.014 mg/kg 体重/日 ARfD（急性参照用量）：0.25 mg/kg 体重										
暴露評価	暴露評価対象物質：農産物及び魚介類にあつてはチフルザミドのみとし、畜産物にあつてはチフルザミド及び代謝物 2（<i>N</i>-[2,6-ジブromo-4-(トリフルオロメトキシ)フェニル]-2-(ヒドロキシメチル)-4-(トリフルオロメチル)-5-チアゾールカルボキサミド）（抱合体を含む。）とする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI (%) ^{注)}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>15.6</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>29.1</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>10.4</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>16.7</td></tr> </tbody> </table> 注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算式：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量 ② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出^{注)}したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。		EDI/ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	15.6	幼小児（1～6歳）	29.1	妊婦	10.4	高齢者（65歳以上）	16.7
	EDI/ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	15.6										
幼小児（1～6歳）	29.1										
妊婦	10.4										
高齢者（65歳以上）	16.7										

答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。
-----	---

農薬名 チフルザミド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	1	1	○			0.48,0.48(¥)
大豆	0.01	0.01	○			<0.01,<0.01
ばれいしょ	0.01	0.01	○			<0.01,<0.01
てんさい	0.01	0.01	○			<0.01,<0.01
その他の野菜		1				
牛の筋肉	0.05	0.05				推:0.048
豚の筋肉	0.05	0.05				(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05				(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.4	0.4				推:0.388
豚の脂肪	0.4	0.4				(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4	0.4				(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.2	0.2				推:0.158
豚の肝臓	0.2	0.2				(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	0.2				(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.2	0.2				推:0.122
豚の腎臓	0.2	0.2				(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.2				(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.2	0.2				(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	0.2	0.2				(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.2				(牛の肝臓参照)
乳	0.04	0.04				推:0.035
鶏の筋肉	0.02	0.02				推:0.010
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02				(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.07	0.07				推:0.059
その他の家きんの脂肪	0.07	0.07				(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.03	0.03				推:0.022
その他の家きんの肝臓	0.03	0.03				(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.03	0.03				(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの腎臓	0.03	0.03				(鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分	0.03	0.03				(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの食用部分	0.03	0.03				(鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.04	0.04				推:0.036
その他の家きんの卵	0.04	0.04				(鶏の卵参照)
魚介類	1	1				推:0.89

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値
○:既に、国内において登録等がされているもの

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)
推:推定される残留濃度

答申（案）

（別紙2）

チフルザミドについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

チフルザミド

今回残留基準を設定する「チフルザミド」の規制対象は、チフルザミドのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	1
大豆	0.01
ばれいしょ	0.01
てんさい	0.01
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.4
豚の脂肪	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4
牛の肝臓	0.2
豚の肝臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2
牛の腎臓	0.2
豚の腎臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2
牛の食用部分 ^{注2)}	0.2
豚の食用部分	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2
乳	0.04
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん ^{注3)} の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.07
その他の家きんの脂肪	0.07

食品名	残留基準値 ppm
鶏の肝臓	0.03
その他の家きんの肝臓	0.03
鶏の腎臓	0.03
その他の家きんの腎臓	0.03
鶏の食用部分	0.03
その他の家きんの食用部分	0.03
鶏の卵	0.04
その他の家きんの卵	0.04
魚介類	1

注1) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ピラジフルミド (Pyraziflumid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：オクラ、しょうが等）を受け、残留基準を設定するもの。 令和7年1月24日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺菌剤										
我が国の登録状況	農薬：はくさい、キャベツ等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、2021年にADI及びARfDが設定されている。国際基準はりんご、ぶどう等に設定されている。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、カナダにおいてりんごに基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ピラジフルミドのみとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.021 mg/kg 体重/日 ARfD（急性参照用量）：1.6 mg/kg 体重										
暴露評価	暴露評価対象物質：農産物にあってはピラジフルミドのみとし、畜産物にあってはピラジフルミド及び代謝物B（<i>N</i>-(3',4'-ジフルオロ-5-ヒドロキシビフェニル-2-イル)-3-(トリフルオロメチル)ピラジン-2-カルボキサミド）（抱合体を含む。）とする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI (%)^{注)}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>24.5</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>44.8</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>23.4</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>26.2</td></tr> </tbody> </table> 注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算式：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量 ② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出^{注)}したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。		EDI/ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	24.5	幼小児（1～6歳）	44.8	妊婦	23.4	高齢者（65歳以上）	26.2
	EDI/ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	24.5										
幼小児（1～6歳）	44.8										
妊婦	23.4										
高齢者（65歳以上）	26.2										

答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。
-----	--

農薬名 ピラジフルミド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
大豆	0.2	0.2	○			0.03～0.09(n=6)
小豆類	0.3	0.3	○			0.04,0.08,0.10(いんげんまめ)
えんどう	0.3	0.3	○			(小豆類参照)
そら豆	0.3	0.3	○			(小豆類参照)
その他の豆類	0.3	0.3	○			(小豆類参照)
はくさい	3	3	○			0.19～1.31(n=6)
キャベツ	3	3	○			0.07～1.55(n=6)
カリフラワー	10	10	○			(ブロッコリー参照)
ブロッコリー	10	10	○			0.75,1.35,4.14
その他のあぶらな科野菜	10	10	○			(ブロッコリー参照)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	40	40	○			14.0,14.1(サラダ菜)、 6.27,10.3(リーフレタス)
たまねぎ	0.2	0.2	○			<0.01～0.12(n=6)
ねぎ(リーキを含む。)	5	5	○			0.62～2.90(n=6)
にんにく	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
にら	30	30	○			5.96,6.28,9.40
アスパラガス	3	3	○			0.97,1.02(¥)
にんじん	0.3	0.3	○			0.03～0.16(n=6)
トマト	2	2	○			0.51～0.94(n=6)(ミニトマト)
ピーマン	5	5	○			0.98,1.04,2.24
なす	1	1	○			0.16～0.44(n=6)
その他のなす科野菜	9	5	○・申			2.02,2.12,4.31(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.9	0.9	○			0.16～0.36(n=6)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.9	1	○			0.08～0.40(n=6)(すいか)、 0.18,0.28,0.60(メロン)
すいか(果皮を含む。)	0.9	0.8	○			(かぼちゃ(スカッシュを含む。)参照)
メロン類果実(果皮を含む。)	0.9	1	○			(かぼちゃ(スカッシュを含む。)参照)
まくわうり(果皮を含む。)	0.9	1	○			(かぼちゃ(スカッシュを含む。)参照)
その他のうり科野菜	0.9	1	○			(かぼちゃ(スカッシュを含む。)参照)
オクラ	2		申			0.24,0.78(¥)
しょうが	0.06		申			0.01,0.02,0.03
未成熟えんどう	5	5	○			0.98,2.57(¥)
未成熟いんげん	4	4	○			1.01,1.14,1.66
えだまめ	15	15	○			0.52,0.56,4.82
その他の野菜	15	15	○			(えだまめ参照)
みかん(外果皮を含む。)	2	2	○			0.35～1.00(n=6)
なつみかんの果実全体	2	2	○			0.38,0.46,0.66
レモン	2	2	○			0.20(すだち),0.56(かぼす)(¥)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○			(みかん(外果皮を含む。)参照)
グレープフルーツ	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	2	2	○			(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
りんご	2	1	○	1.5		
日本なし	2	1	○	1.5		
西洋なし	2	1	○	1.5		
もも(果皮及び種子を含む。)	2	2	○			0.27,0.29,0.91
ネクタリン	2	2	○			0.38,0.92(¥)
あんず(アプリコットを含む。)	3	3	○			(うめ参照)
すもも(プルーンを含む。)	0.7	0.7	○			0.05,0.26(¥)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
うめ	3	3	○			0.58,0.80,1.38
おうとう(チェリーを含む。)	3	3	○			0.60,1.15(¥)
いちご	3	3	○			0.40,0.78,1.36
ぶどう	3	3	○	3		
かき	2	0.8	○	1.5		
キウイー(果皮を含む。)	3	3	○			0.58,0.72,1.16
その他のスパイス	9	9	○			1.98～4.88(n=6)(みかん(果皮))
牛の筋肉	0.01	0.01				推:0.004
豚の筋肉	0.01	0.01				(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01				(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.01	0.01				推:0.004
豚の脂肪	0.01	0.01				(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01				(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.01	0.01				推:0.004
豚の肝臓	0.01	0.01				(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01				(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.01	0.01				推:0.004
豚の腎臓	0.01	0.01				(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01				(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.01	0.01				(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	0.01	0.01				(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01				(牛の肝臓参照)
乳	0.01	0.01				推:0.003
鶏の筋肉	0.01	0.01				推:0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01				(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.01	0.01				推:0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01				(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.01	0.01				推:0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01				(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.01	0.01				(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01				(鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分	0.01	0.01				(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01				(鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.01	0.01				推:0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01				(鶏の卵参照)
はちみつ	0.05	0.05				※1
干しぶどう				6		※2

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値
斜線:加工食品につき基準値を設定しないもの
○:既に、国内において登録等がされているもの
申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)
推:推定される残留濃度
※1)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。
※2)加工食品である「干しぶどう」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、 JMPRIは干しぶどうの加工係数を2と算出している。

答申（案）

（別紙2）

ピラジフルミドについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

ピラジフルミド

今回残留基準を設定する「ピラジフルミド」の規制対象は、ピラジフルミドのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.2
小豆類 ^{注1)}	0.3
えんどう	0.3
そら豆	0.3
その他の豆類 ^{注2)}	0.3
はくさい	3
キャベツ	3
カリフラワー	10
ブロッコリー	10
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	10
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	40
たまねぎ	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	5
にんにく	0.05
にら	30
アスパラガス	3
にんじん	0.3
トマト	2
ピーマン	5
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注4)}	9
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.9
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.9
すいか（果皮を含む。）	0.9
メロン類果実（果皮を含む。）	0.9
まくわうり（果皮を含む。）	0.9
その他のうり科野菜 ^{注5)}	0.9

食品名	残留基準値 ppm
オクラ	2
しょうが	0.06
未成熟えんどう	5
未成熟いんげん	4
えだまめ	15
その他の野菜 ^{注6)}	15
みかん（外果皮を含む。）	2
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^{注7)}	2
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	2
もも（果皮及び種子を含む。）	2
ネクタリン	2
あんず（アブリコットを含む。）	3
すもも（プルーンを含む。）	0.7
うめ	3
おうとう（チェリーを含む。）	3
いちご	3
ぶどう	3
かき	2
キウイー（果皮を含む。）	3
その他のスパイス ^{注8)}	9

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注9)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注10)}	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注11)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
はちみつ	0.05

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注5) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注6) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注8) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注9) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注10) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注11) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

フルキサメタミド (Fluxametamide)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：しゅんぎく、ほうれんそう等）を受け、残留基準を設定するもの。 令和7年1月24日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺虫剤										
我が国の登録状況	農薬：未成熟とうもろこし、だいず等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において茶に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フルキサメタミドのみとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.0085 mg/kg 体重/日 ARfD（急性参照用量）：設定の必要なし										
暴露評価	暴露評価対象物質：フルキサメタミドのみとする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI／ADI (%) ^{注)}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>43.0</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>66.3</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>41.3</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>54.6</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量		EDI／ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	43.0	幼小児（1～6歳）	66.3	妊婦	41.3	高齢者（65歳以上）	54.6
	EDI／ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	43.0										
幼小児（1～6歳）	66.3										
妊婦	41.3										
高齢者（65歳以上）	54.6										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

農薬名

フルキサメタミド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
とうもろこし	0.01	0.01	○			<0.01,<0.01,<0.01(未成熟とうもろこし)
大豆	0.01	0.01	○			<0.01(n=6)
小豆類	0.01	0.01	○			<0.01,<0.01,<0.01
えんどう	0.01	0.01	○			(大豆参照)
そら豆	0.01	0.01	○			(大豆参照)
その他の豆類	0.01	0.01	○			(大豆参照)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.01	0.01	○			<0.01,<0.01,<0.01
かんしょ	0.01	0.01	○			<0.01(n=6)
やまいも(長いもをいう。)	0.01	0.01	○			<0.01,<0.01,<0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2	0.07	○・申			0.02,0.05(¥)(はつかだいこん(根部))
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	15	7	○・申			5.96,6.02(¥)(はつかだいこん(葉部))
かぶ類の根	0.1	0.1	○			0.03,0.04,0.04
かぶ類の葉	8	8	○			0.98,3.12,3.32
はくさい	0.9	0.8	○			0.08~0.42(n=6)(はくさい)、 0.02~0.53(n=6)(キャベツ)
キャベツ	0.9	1	○			(はくさい参照)
芽キャベツ	0.9		申			(はくさい参照)
ケール	2	2	○			0.62,0.65(¥)(きょうな)
こまつな	2	2	○			0.32,0.46,0.72
きょうな	2	2	○			(ケール参照)
チンゲンサイ	2	2	○			0.10,0.28,0.86
カリフラワー	2	2	○			0.16,0.26,0.82(ブロッコリー)
ブロッコリー	2	2	○			(カリフラワー参照)
その他のあぶらな科野菜	2	2	○			(ケール参照)
しゅんぎく	15		申			1.98,4.70,5.28
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	10	10	○			1.50,2.48(サラダ菜)、4.39,5.22(リーフレタス)
その他のきく科野菜	10	10	○			3.98,4.12(¥)(食用ぎく)
たまねぎ	0.01	0.01	○			<0.01(n=6)
ねぎ(リーキを含む。)	1	2	○			0.02~0.57(n=6)(根深ねぎ、葉ねぎ)
にんにく	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
にら	6	6	○			0.96,1.18,2.60
アスパラガス	1	1	○			0.16,0.46(¥)
その他のゆり科野菜	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)(らっきょう)
にんじん	0.1		申			<0.01~0.06(n=6)
トマト	1	1	○			0.23~0.48(n=6)(ミニトマト)
ピーマン	1	2	○			0.17,0.39,0.60
なす	0.3	0.3	○			0.06~0.13(n=6)
その他のなす科野菜	4	4	○			0.46,1.80(ししとう)、0.56(甘長とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.4	○・申			0.05~0.22(n=6)(きゅうり)、0.05,0.10,0.29(ズッキーニ)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.7		申			0.05,0.10,0.29(ズッキーニ)
しろうり	0.5		申			(きゅうり(ガーキンを含む。))参照
すいか(果皮を含む。)	0.2	0.2	○・申			0.03~0.08(n=6)
メロン類果実(果皮を含む。)	0.4	0.4	○			0.10,0.10,0.17
まくわうり(果皮を含む。)	0.4		申			(メロン類果実(果皮を含む。))参照
その他のうり科野菜	0.5		申			(きゅうり(ガーキンを含む。))参照
ほうれんそう	20		申			2.20~8.07(n=6)
オクラ	2	2	○			0.27,0.54(¥)
しょうが	0.02	0.02	○			<0.01,<0.01,0.01
未成熟えんどう	3	3	○			0.16,1.37(¥)
未成熟いんげん	2	2	○			0.44,0.46,0.67
えだまめ	4	4	○			0.26,0.48,1.67
その他の野菜	4	4	○			(えだまめ参照)

農薬名フルキサメタミド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
みかん(外果皮を含む。)	0.7	0.7	○			0.14～0.36(n=6)
なつみかんの果実全体	0.5	0.5	○			0.07,0.13,0.22
レモン	0.5	0.5	○			0.03(すだち)、0.07(かぼす)、0.19(ゆず)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.7	○			(みかん(外果皮を含む。))参照)
グレープフルーツ	0.5	0.5	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	0.5	0.5	○			(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7	○			(みかん(外果皮を含む。))参照)
もも(果皮及び種子を含む。)	0.3	0.3	○			0.05,0.11,0.13
ネクタリン	0.3	0.3	○			(もも(果皮及び種子を含む。))参照)
あんず(アプリコットを含む。)	0.9	0.9	○			0.17,0.22,0.46(うめ)
すもも(プルーンを含む。)	0.05	0.05	○			<0.01,0.01(¥)
うめ	0.9	0.9	○			(あんず(アプリコットを含む。))参照)
いちご	1	1	○			0.23,0.32,0.48
ぶどう	0.7	0.7	○			0.19,0.19,0.30
その他の果実	0.7	0.7	○			0.22,0.30(¥)(いちじく)
茶	6	6	○			0.54～2.97(n=6)(荒茶)
その他のスパイス	4	4	○			0.72～1.66(n=6)(みかんの果皮)
その他のハーブ	20	20	○			10.6,13.4(¥)(しそ(葉))
魚介類	0.09	0.09				推:0.082
はちみつ	0.05	0.05				※

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値
○:既に、国内において登録等がされているもの
申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)
推:推定される残留濃度
※「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

答申（案）

（別紙2）

フルキサメタミドについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

フルキサメタミド

今回残留基準を設定する「フルキサメタミド」の規制対象は、フルキサメタミドのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし	0.01
大豆	0.01
小豆類 ^{注1)}	0.01
えんどう	0.01
そら豆	0.01
その他の豆類 ^{注2)}	0.01
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01
かんしょ	0.01
やまいも（長いもをいう。）	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	15
かぶ類の根	0.1
かぶ類の葉	8
はくさい	0.9
キャベツ	0.9
芽キャベツ	0.9
ケール	2
こまつな	2
きょうな	2
チンゲンサイ	2
カリフラワー	2
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	2
しゅんぎく	15
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	10
その他のきく科野菜 ^{注4)}	10
たまねぎ	0.01
ねぎ（リーキを含む。）	1
にんにく	0.05
にら	6
アスパラガス	1

食品名	残留基準値 ppm
その他のゆり科野菜 ^{注5)}	0.05
にんじん	0.1
トマト	1
ピーマン	1
なす	0.3
その他のなす科野菜 ^{注6)}	4
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.7
しろうり	0.5
すいか（果皮を含む。）	0.2
メロン類果実（果皮を含む。）	0.4
まくわうり（果皮を含む。）	0.4
その他のうり科野菜 ^{注7)}	0.5
ほうれんそう	20
オクラ	2
しょうが	0.02
未成熟えんどう	3
未成熟いんげん	2
えだまめ	4
その他の野菜 ^{注8)}	4
みかん（外果皮を含む。）	0.7
なつみかんの果実全体	0.5
レモン	0.5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.7
グレープフルーツ	0.5
ライム	0.5
その他のかんきつ類果実 ^{注9)}	0.7
もも（果皮及び種子を含む。）	0.3
ネクタリン	0.3
あんず（アプリコットを含む。）	0.9
すもも（プルーンを含む。）	0.05
うめ	0.9
いちご	1
ぶどう	0.7
その他の果実 ^{注10)}	0.7

食品名	残留基準値 ppm
茶	6
その他のスパイス ^{注11)}	4
その他のハーブ ^{注12)}	20
魚介類	0.09
はちみつ	0.05

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注7) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注8) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注10) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注11) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注12) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

ポリオキシン複合体 (Polyoxin complex)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請(適用拡大:しそ)を受け、残留基準を設定するもの。 令和7年1月24日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺菌剤・殺虫剤・抗生物質										
我が国の登録状況	農薬：はくさい、キャベツ等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議(JMPR)における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合(EU)、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ポリオキシン複合体とする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI(許容一日摂取量) : 2.5 mg/kg 体重/日 ARfD(急性参照用量) : 設定の必要なし										
暴露評価	暴露評価対象物質：ポリオキシン複合体とする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI (%) 注)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1歳以上)</td><td>0.0</td></tr> <tr> <td>幼小児 (1～6歳)</td><td>0.1</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>0.0</td></tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td><td>0.0</td></tr> </tbody> </table> 注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量(EDI) 試算：作物残留試験成績の中央値(STMR)等×各食品の平均摂取量		EDI/ADI (%) 注)	国民全体 (1歳以上)	0.0	幼小児 (1～6歳)	0.1	妊婦	0.0	高齢者 (65歳以上)	0.0
	EDI/ADI (%) 注)										
国民全体 (1歳以上)	0.0										
幼小児 (1～6歳)	0.1										
妊婦	0.0										
高齢者 (65歳以上)	0.0										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準(厚生省告示第370号)において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

農薬名 ポリオキシン複合体

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
はくさい キャベツ	0.1 0.1	0.1 0.1	○ ○			<0.1,<0.1※1 <0.1,<0.1※1
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.1	0.1	○			<0.1,<0.1(リーフレタス)、 <0.1,<0.1(サラダ菜)、 <0.1,<0.1(かきちしや)、 <0.1,<0.1(たちちしや) 1.7,3.2(¥)(きく(葉))
その他のきく科野菜	10	10	○			
たまねぎ	0.05	0.05	○			<0.05,<0.05(＃)※1
ねぎ(リーキを含む。)	0.2	0.2	○			<0.2,<0.2(＃)(根深ねぎ)、 <0.2,<0.2(＃)(葉ねぎ)
にんにく	0.05	0.05	○			<0.05,<0.05,<0.05
にら	0.1	0.1	○			<0.1,<0.1※1
にんじん	0.05	0.05	○			<0.05,<0.05※1
パセリ	1	1	○			<0.1,0.4(¥)
トマト	0.1	0.1	○			<0.1(n=4)※2
ピーマン	0.05	0.05	○			<0.05,<0.05※1
なす	0.1	0.1	○			<0.1(n=4)※2
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.1	0.1	○			<0.1(n=4)※2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.1	0.1	○			<0.1,<0.1※1
すいか(果皮を含む。)	0.1	0.1	○			<0.1,<0.1,<0.1
メロン類果実(果皮を含む。)	0.7	0.7	○			0.2,0.2,0.3
その他の野菜	0.1	0.1	○			<0.1,<0.1(薬用にんじん)※1
みかん(外果皮を含む。)	0.5	0.7	○			0.075,0.175(¥)
なつみかんの果実全体	0.1	0.1	○			<0.1,<0.1※1
レモン	0.1	0.1	○			<0.1(すだち)、<0.1(かぼす)※1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.1	0.1	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	0.1	0.1	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	0.1	0.1	○			(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	0.1	0.1	○			(なつみかんの果実全体参照)
りんご	0.1	0.1	○			<0.1,<0.1※1
日本なし	0.1	0.1	○			<0.05~<0.1(n=4)
西洋なし	0.1	0.1	○			(日本なし参照)
うめ	0.05	0.05	○			<0.05,<0.05(＃)※1
いちご	0.1	0.1	○			<0.1(n=4)※2
ぶどう	0.1	0.1	○			<0.1,<0.1,<0.1
かき	0.05	0.05	○			<0.05,<0.05(＃)※1
マンゴー	0.1	0.1	○			<0.1,<0.1※1
その他のスパイス	2	2	○			0.25,0.51(¥)(みかん(果皮))
その他のハーブ	10		申			2.8,5.6(¥)(しそ)
はちみつ	0.05					※3

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(＃):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

※1)微生物学的力価試験法による結果であることを考慮し、定量下限値を基準値案とした。

※2)トマト、なす、きゅうり及びいちごについては、プロポーションナリティ(proportionality)の原則に基づき、最終濃度(10.0% EC:1000倍、50.0% SP:5000倍)が同一であることを考慮した。

※3)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

答申（案）

（別紙2）

ポリオキシン複合体については、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

ポリオキシン複合体

今回残留基準を設定する「ポリオキシン複合体」の規制対象は、ポリオキシン複合体とする。ポリオキシン複合体とは、ポリオキシンBの標準品を用いて測定したものをいう。

食品名	残留基準値 ppm
はくさい	0.1
キャベツ	0.1
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	0.1
その他のきく科野菜 ^{注1)}	10
たまねぎ	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	0.2
にんにく	0.05
にら	0.1
にんじん	0.05
パセリ	1
トマト	0.1
ピーマン	0.05
なす	0.1
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.1
すいか（果皮を含む。）	0.1
メロン類果実（果皮を含む。）	0.7
その他の野菜 ^{注2)}	0.1
みかん（外果皮を含む。）	0.5
なつみかんの果実全体	0.1
レモン	0.1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.1
グレープフルーツ	0.1
ライム	0.1
その他のかんきつ類果実 ^{注3)}	0.1

食品名	残留基準値 ppm
りんご	0.1
日本なし	0.1
西洋なし	0.1
うめ	0.05
いちご	0.1
ぶどう	0.1
かき	0.05
マンゴー	0.1
その他のスパイス ^{注4)}	2
その他のハーブ ^{注5)}	10
はちみつ	0.05

注1) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注2) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注5) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

ジブチルサクシネート (Dibutyl Succinate)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの（暫定基準見直し）。 令和7年1月24日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。
用途	動物用医薬品／昆虫忌避剤
我が国の承認状況	動物用医薬品：昆虫忌避の用途で使用されている。
諸外国の状況	FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値は設定されていない。
基準値案	残留の規制対象物質：ジブチルサクシネートのみとする。 食品健康影響評価を踏まえ、現行の規制対象を維持する。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる。
暴露評価	—
答申案	別紙1のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。

答申（案）

(別紙1)

ジブチルサクシネートについては、以下のとおり食品中の動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

ジブチルサクシネート

今回残留基準を設定する「ジブチルサクシネート」の規制対象は、ジブチルサクシネートのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
豚の筋肉	0.09
豚の脂肪	0.09
豚の肝臓	0.09
豚の腎臓	0.09
豚の食用部分 ^{注1)}	0.09
乳	0.04
鶏の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.2
鶏の卵	0.1

注1)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

ノルGESTOMET (Norgestomet)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの（暫定基準見直し）。 令和7年1月24日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	動物用医薬品／合成ホルモン剤										
我が国の承認状況	動物用医薬品：承認されていない。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、EUにおいて牛に基準値が設定されている。										
基準値案	残留の規制対象物質：ノルGESTOMETのみとする。 食品健康影響評価を踏まえ、現行の規制対象を維持する。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる。										
暴露評価	暴露評価対象物質：ノルGESTOMETのみとする。 欧州医薬品庁（EMA）による許容一日摂取量（ADI）（0.00001 mg/kg 体重/日）を用いて算出した。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI／ADI (%) 注)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>1.1</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>4.3</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>1.5</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>0.9</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量		EDI／ADI (%) 注)	国民全体（1歳以上）	1.1	幼小児（1～6歳）	4.3	妊婦	1.5	高齢者（65歳以上）	0.9
	EDI／ADI (%) 注)										
国民全体（1歳以上）	1.1										
幼小児（1～6歳）	4.3										
妊婦	1.5										
高齢者（65歳以上）	0.9										
答申案	別紙1のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

答申（案）

（別紙1）

ノルジェストメットについては、以下のとおり食品中の動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

ノルジェストメット

今回残留基準を設定する「ノルジェストメット」の規制対象は、ノルジェストメットのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.0001
豚の筋肉	0.0001
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.0001
牛の脂肪	0.0001
豚の脂肪	0.0001
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.0001
牛の肝臓	0.0001
豚の肝臓	0.0001
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.0001
牛の腎臓	0.0001
豚の腎臓	0.0001
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.0001
牛の食用部分 ^{注2)}	0.0001
豚の食用部分	0.0001
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.0001
乳	0.0001
鶏の筋肉	0.0001
その他の家きん ^{注3)} の筋肉	0.0001
鶏の脂肪	0.0001
その他の家きんの脂肪	0.0001
鶏の肝臓	0.0001
その他の家きんの肝臓	0.0001
鶏の腎臓	0.0001
その他の家きんの腎臓	0.0001
鶏の食用部分	0.0001
その他の家きんの食用部分	0.0001
鶏の卵	0.0001
その他の家きんの卵	0.0001

食品名	残留基準値
	ppm
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.0001
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.0001
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.0001
魚介類（その他の魚類 ^{注4)} に限る。）	0.0001
魚介類（貝類に限る。）	0.0001
魚介類（甲殻類に限る。）	0.0001
その他の魚介類 ^{注5)}	0.0001
はちみつ	0.0001

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注4)「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

注5)「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。

プラレトリン (Prallethrin)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく動物用医薬品の製造販売の承認申請がなされたこと及び当該承認に伴い同法に基づく使用基準を設定することについて農林水産大臣から意見聴取があり、残留基準を設定するもの。 令和7年3月10日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	動物用医薬品／殺虫剤										
我が国の承認状況	動物用医薬品：畜・鶏舎内等を対象に承認されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において食品取扱施設等での使用に基づき食品全般に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：プラレトリン（1 <i>R</i> -トランス- <i>S</i> 体及び1 <i>R</i> -シス- <i>S</i> 体）のみとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.025 mg/kg 体重/日（ <i>d</i> ・ <i>d</i> -T80-プラレトリンとして）										
暴露評価	暴露評価対象物質：プラレトリン（1<i>R</i>-トランス-<i>S</i>体及び1<i>R</i>-シス-<i>S</i>体）のみとする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI／ADI (%) ^{注)}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>0.6</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>1.8</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>0.6</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>0.4</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 理論最大一日摂取量（TMDI）試算：基準値案×各食品の平均摂取量		TMDI／ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	0.6	幼小児（1～6歳）	1.8	妊婦	0.6	高齢者（65歳以上）	0.4
	TMDI／ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	0.6										
幼小児（1～6歳）	1.8										
妊婦	0.6										
高齢者（65歳以上）	0.4										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.01		申			<0.01(n=4)(投与1日後)
豚の筋肉	0.01		申			<0.01(n=4)(投与3日後)
牛の脂肪	0.02		申			<0.01~0.01(n=4)(投与1日後)※1
豚の脂肪	0.02		申			<0.01~0.01(n=4)(投与4日後)(皮膚/脂肪) ※1
牛の肝臓	0.01		申			<0.01(n=4)(投与1日後)
豚の肝臓	0.01		申			<0.01(n=4)(投与3日後)
牛の腎臓	0.01		申			<0.01(n=4)(投与1日後)
豚の腎臓	0.01		申			<0.01(n=4)(投与3日後)
牛の食用部分	0.01		申			<0.01(n=4)(投与1日後)(小腸)
豚の食用部分	0.01		申			<0.01(n=4)(投与3日後)(小腸)
乳	0.01		申			<0.005,<0.005,0.005(投与12時間後)※2
鶏の筋肉	0.01		申			<0.01(n=4)(投与3日後)
鶏の脂肪	0.2		申			推:0.24(n=4)(投与3日後)(皮膚)
鶏の肝臓	0.01		申			<0.01(n=4)(投与3日後)
鶏の腎臓	0.01		申			<0.01(n=4)(投与3日後)
鶏の食用部分	0.01		申			<0.01(n=4)(投与3日後)(小腸)
鶏の卵	0.01		申			<0.005,<0.005,<0.005(投与1日後)※3

太枠:本基準（暫定基準以外の基準）を見直した基準値

申:動物用医薬品の承認申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

推:推定される残留濃度

※1)残留試験の結果、定量限界未満又は定量限界の値と同値の残留であったが、半数以上の試料において残留が認められたことから、試料間のばらつき等を考慮し、定量限界の値の2倍を基準値とする。

※2)残留試験の結果、最大でも一律基準（0.01 ppm）未満の残留であることから、一律基準と同じ0.01 ppmを基準値とする。

※3)残留試験の結果、いずれも定量限界未満であり、定量限界の値が一律基準（0.01 ppm）よりも低いことから、一律基準と同じ0.01 ppmを基準値とする。

答申（案）

（別紙2）

プラレトリンについては、以下のとおり食品中の動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

プラレトリン

今回残留基準を設定する「プラレトリン」の規制対象は、プラレトリン（1*R*-トランス-*S*体及び1*R*-シス-*S*体）のみとする。

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注1)}	0.01
豚の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.2
鶏の肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
鶏の卵	0.01

注1) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

エトフェンプロックス (Etofenprox)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	畜産物への基準値設定依頼を受け、残留基準を設定するもの。 令和7年3月10日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺虫剤										
我が国の登録状況	農薬：稲、ばれいしょ等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、2011年にADI及びARfDが設定されている。国際基準はりんご、なし等に設定されている。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において米、乳等に、EUにおいてりんご、ぶどう等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：エトフェンプロックスのみとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.031 mg/kg 体重/日 ARfD（急性参照用量）：1 mg/kg 体重										
暴露評価	暴露評価対象物質：エトフェンプロックスのみとする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI (%) ^{注)}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>29.6</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>78.1</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>27.1</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>32.4</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量 ② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出^{注)}したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。		EDI/ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	29.6	幼小児（1～6歳）	78.1	妊婦	27.1	高齢者（65歳以上）	32.4
	EDI/ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	29.6										
幼小児（1～6歳）	78.1										
妊婦	27.1										
高齢者（65歳以上）	32.4										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

農薬名 エトフェンプロックス

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.3	0.3	○			0.04～0.16(n=6)※1
小麦	0.3	0.3	○			0.016～0.14(n=6)
大麦	3	3	○			0.57,0.98,1.46
ライ麦	3	3	○			(大麦参照)
とうもろこし	0.2	0.3	○	0.05		<0.01,0.04(¥)
その他の穀類	5	5	○			1.21～2.24(n=4)(あわ)
大豆	0.08	0.1	○	0.05		0.006～0.042(n=7)
小豆類	0.05	0.05	○	0.05		
えんどう	0.03	0.01	○			<0.01,0.01,0.014(だいず)
そら豆	0.05	0.05	○	0.05		
らっかせい	0.01	0.01	○			<0.01(＃)(n=4)
その他の豆類	0.05	0.05	○	0.05		
ばれいしょ	0.01	0.05	○			<0.01(n=4)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02	0.02	○			<0.005～<0.01(n=4)(みずいも)
かんしょ	0.01	0.01	○			<0.007～<0.01(n=4)
やまいも(長いもをいう。)	0.02	0.02	○			<0.004,<0.004(¥)(やまのいも)
てんさい	0.2	0.3	○			0.02～0.078(n=4)
さとうきび	0.03	0.03	○			0.005,0.006(＃)(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.1	0.2	○			<0.01～0.055(n=6)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	20	20	○			0.72～9.42(n=6)
はくさい	6	7	○			1.62～2.36(n=4)
キャベツ	0.9	0.9	○			0.019～0.394(n=4)
ブロッコリー	10	10	○			1.16,3.44(¥)
その他のあぶらな科野菜	1	1	○			0.08～0.5(n=4)(畑わさび(根及び根茎))
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	2	3	○			0.05～1.04(n=6)
その他のきく科野菜	10	10	○			3.98,4.84(¥)(食用ぎく)
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○			0.024～0.88(n=4)(葉ねぎ)、 0.179,0.437(ねぎ)
みつば	6	6	○			1.27～2.54(n=4)
その他のせり科野菜	1	2	○			0.02～0.7(n=4)(せり)
トマト	2	2	○			0.252,0.605(¥)
ピーマン	7	7	○			1.35～2.64(n=4)
なす	2	2	○			0.15,0.56(¥)
その他のなす科野菜	2	2			2.0 韓国	【1.14,1.69(＃)(とうがらし) (韓国)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○			0.15～0.525(n=4)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	1	1	○			0.123,0.432(¥)
すいか(果皮を含む。)	1	2	○			0.12～0.68(n=5)
メロン類果実(果皮を含む。)	2	2	○			0.34～0.98(n=4)
まくわうり(果皮を含む。)	0.1	0.2				【0.040,0.042,0.052(韓国)】
その他のうり科野菜	1	1	○			0.14～0.56(n=4)(にがうり)
オクラ	3	3	○			0.136,1.018(¥)
しょうが	4	4	○			0.18～1.59(n=4)(葉しょうが)
未成熟えんどう	3	3	○			0.37～1.14(n=5)
未成熟いんげん	4	4	○			0.76,1.14,1.21
えだまめ	3	3	○			0.85,1.06(¥)
その他の野菜	15	15	○			0.84～5.44(n=4)(ほうきぎ)

農薬名

エトフェンプロックス

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
みかん(外果皮を含む。)	10	10	○			2.45,3.28(すだち)、3.10(かぼす)、4.22(ゆず)※2
なつみかんの果実全体	10	10	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
レモン	10	10	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10	10	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
グレープフルーツ	10	10	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
ライム	10	10	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
その他のかんきつ類果実	10	10	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
りんご	5	5	○	0.6		0.30~2.34(n=6)
日本なし	2	2	○	0.6		0.48,0.57(¥)
西洋なし	2	2	○	0.6		(日本なし参照)
もも(果皮及び種子を含む。)	3	3	○	0.6		0.86,1.06(¥)
ネクタリン	0.6	0.6		0.6		
ぶどう	4	4		4		
かき	2	2	○			0.66,0.76(¥)
マンゴー	5	5	○			0.65~2.24(n=4)
なたね	0.01	0.01		0.01		
くり	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)(#)(¥)
茶	10	10	○			1.56,3.80(¥)(#)(¥)(荒茶)
その他のスパイス	40	40	○			8.34~15.8(n=6)(みかんの果皮)
その他のハーブ	0.7	0.7	○			0.18~0.34(n=4)(畑わさび(葉))
牛の筋肉	0.5	0.2		0.5		
豚の筋肉	0.5	0.2		0.5		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5	0.2		0.5		
牛の脂肪	8	6	申	0.5		推:7.4
豚の脂肪	8	6	申	0.5		(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	8	6	申	0.5		(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.4	0.3	申	0.05		推:0.31
豚の肝臓	0.4	0.3	申	0.05		(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.4	0.3	申	0.05		(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.6	0.4	申	0.05		推:0.54
豚の腎臓	0.6	0.4	申	0.05		(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.6	0.4	申	0.05		(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.6	0.4	申	0.05		(牛の腎臓参照)
豚の食用部分	0.6	0.4	申	0.05		(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.6	0.4	申	0.05		(牛の腎臓参照)
乳	0.7	0.4	申	0.02		推:0.63
鶏の筋肉	0.02	0.02		0.01		推:0.02
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02		0.01		(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.8	1		0.01		推:0.79
その他の家きんの脂肪	0.8	1		0.01		(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.08	0.07		0.01		推:0.08
その他の家きんの肝臓	0.08	0.07		0.01		(鶏の肝臓参照)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
鶏の腎臓	0.08	0.07		0.01		(鶏の肝臓参照)
その他の家さんの腎臓	0.08	0.07		0.01		(鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分	0.08	0.07		0.01		(鶏の肝臓参照)
その他の家さんの食用部分	0.08	0.07		0.01		(鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.07	0.4		0.01		推:0.07
その他の家さんの卵	0.07	0.4		0.01		(鶏の卵参照)
魚介類	0.8	0.8				推:0.77
はちみつ	0.05					※3
干しぶどう				8		※4

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値
○:既に、国内において登録等がされているもの
申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績
(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)
推:推定される残留濃度
※1)「米(玄米をいう。)」については、プロポーショナリティ(proportionality)の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した。なお、GAPに適合した使用量として、米は20.0% EC(乳剤)1000倍散布を基に換算した。
※2)大型、中型及び小型かんきつ類果実のデータについて、統計学的に異なる母集団に由来すると判断されることから、小粒かんきつ(すだち、かぼす、ゆず)の残留試験結果を基にグループMRL(Maximum Residue Limit, 残留基準値)を設定した。
※3)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。
※4)加工食品である「干しぶどう」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRは干しぶどうの加工係数を2.1と算出している。

答申（案）

（別紙2）

エトフェンプロックスについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

エトフェンプロックス

今回残留基準を設定する「エトフェンプロックス」の規制対象は、エトフェンプロックスのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.3
小麦	0.3
大麦	3
ライ麦	3
とうもろこし	0.2
その他の穀類 ^{注1)}	5
大豆	0.08
小豆類 ^{注2)}	0.05
えんどう	0.03
そら豆	0.05
らっかせい	0.01
その他の豆類 ^{注3)}	0.05
ばれいしょ	0.01
さといも類（やつがしらを含む。）	0.02
かんしょ	0.01
やまいも（長いものをいう。）	0.02
てんさい	0.2
さとうきび	0.03
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	20
はくさい	6
キャベツ	0.9
ブロッコリー	10
その他のあぶらな科野菜 ^{注4)}	1
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	2
その他のきく科野菜 ^{注5)}	10
ねぎ（リーキを含む。）	2
みつば	6
その他のせり科野菜 ^{注6)}	1

食品名	残留基準値 ppm
トマト	2
ピーマン	7
なす	2
その他のなす科野菜 ^{注7)}	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	1
すいか（果皮を含む。）	1
メロン類果実（果皮を含む。）	2
まくわうり（果皮を含む。）	0.1
その他のうり科野菜 ^{注8)}	1
オクラ	3
しょうが	4
未成熟えんどう	3
未成熟いんげん	4
えだまめ	3
その他の野菜 ^{注9)}	15
みかん（外果皮を含む。）	10
なつみかんの果実全体	10
レモン	10
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	10
グレープフルーツ	10
ライム	10
その他のかんきつ類果実 ^{注10)}	10
りんご	5
日本なし	2
西洋なし	2
もも（果皮及び種子を含む。）	3
ネクタリン	0.6
ぶどう	4
かき	2
マンゴー	5
なたね	0.01
くり	0.05
茶	10
その他のスパイス ^{注11)}	40
その他のハーブ ^{注12)}	0.7

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.5
豚の筋肉	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注13)} の筋肉	0.5
牛の脂肪	8
豚の脂肪	8
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	8
牛の肝臓	0.4
豚の肝臓	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.4
牛の腎臓	0.6
豚の腎臓	0.6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.6
牛の食用部分 ^{注14)}	0.6
豚の食用部分	0.6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.6
乳	0.7
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん ^{注15)} の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.8
その他の家きんの脂肪	0.8
鶏の肝臓	0.08
その他の家きんの肝臓	0.08
鶏の腎臓	0.08
その他の家きんの腎臓	0.08
鶏の食用部分	0.08
その他の家きんの食用部分	0.08
鶏の卵	0.07
その他の家きんの卵	0.07
魚介類	0.8
はちみつ	0.05

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注8) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注9) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注10) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注11) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注12) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注13) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注14) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注15) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

スピネトラム (Spinetoram)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：モロヘイヤ、なんてん（葉））を受け、残留基準を設定するもの。 令和7年3月10日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺虫剤										
我が国の登録状況	農薬：稲、ばれいしょ等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、2008年にADIが設定され、ARfDは設定の必要なしと評価されている。国際基準はレタス、トマト等に設定されている。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてアスパラガス、バナナ等に、カナダにおいてブロッコリー、りんご等に、EUにおいてグレープフルーツ、なし等に、豪州においてりんご、すもも等に、ニュージーランドにおいてブロッコリー、りんご等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：スピネトラム-J及びスピネトラム-Lとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.024 mg/kg 体重/日 ARfD（急性参照用量）：設定の必要なし										
暴露評価	暴露評価対象物質：スピネトラム-J、スピネトラム-L、代謝物B （(2<i>R</i>, 3<i>aR</i>, 5<i>aR</i>, 5<i>bS</i>, 9<i>S</i>, 13<i>S</i>, 14<i>R</i>, 16<i>aS</i>, 16<i>bR</i>)-9-エチル-14-メチル-13-[[(2<i>S</i>, 5<i>S</i>, 6<i>R</i>)-6-メチル-5-(メチルアミノ)テトラヒドロ-2<i>H</i>ピラン-2-イル]オキシ]-7, 15-ジオキソ- 2, 3, 3<i>a</i>, 4, 5, 5<i>a</i>, 5<i>b</i>, 6, 7, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16<i>a</i>, 16<i>b</i>-オクタデカヒドロ-1<i>H</i>-<i>as</i>-インダセノ [3, 2-<i>d</i>]オキサシクロデシン-2-イル-6-デオキシ-3-<i>O</i>-エチル-2, 4-ジ-<i>O</i>-メチル-β-<i>L</i>-マンノピラノシド）及び代謝物D （(2<i>R</i>, 3<i>S</i>, 6<i>S</i>)-6-（{(2<i>R</i>, 3<i>aR</i>, 5<i>aR</i>, 5<i>bS</i>, 9<i>S</i>, 13<i>S</i>, 14<i>R</i>, 16<i>aS</i>, 16<i>bR</i>)-2-[(6-デオキシ-3-<i>O</i>-エチル-2, 4-ジ-<i>O</i>-メチル-β-<i>L</i>-マンノピラノシル)オキシ]-9-エチル-14-メチル-7, 15-ジオキソ- 2, 3, 3<i>a</i>, 4, 5, 5<i>a</i>, 5<i>b</i>, 6, 7, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16<i>a</i>, 16<i>b</i>-オクタデカヒドロ-1<i>H</i>-<i>as</i>-インダセノ [3, 2-<i>d</i>]オキサシクロデシン-13-イル}オキシ)-2-メチルテトラヒドロ-2<i>H</i>ピラン-3-イル（メチル）ホルムアミド）とする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI (%) ^{注)}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>31.8</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>47.9</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>26.9</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>38.6</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。		EDI/ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	31.8	幼小児（1～6歳）	47.9	妊婦	26.9	高齢者（65歳以上）	38.6
	EDI/ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	31.8										
幼小児（1～6歳）	47.9										
妊婦	26.9										
高齢者（65歳以上）	38.6										

	推定一日摂取量（EDI）試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。

農薬名

スピネトラム

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.02	0.1	○	0.02		<0.02(n=6)
とうもろこし	0.02	0.02	○	0.01		<0.02,<0.02,<0.02
大豆	0.1	0.1	○	0.01		<0.02,<0.02(¥)
小豆類	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02(¥)(いんげんまめ)
えんどう	0.1	0.1	○			(小豆類参照)
そら豆	0.1	0.1	○			(小豆類参照)
その他の豆類	0.1	0.1	○			(小豆類参照)
ばれいしょ	0.02	0.1	○	0.01		<0.02(n=6)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02	0.02	○			<0.02,<0.02,<0.02
かんしょ	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02(¥)
てんさい	0.02	0.1	○	0.01		<0.02,<0.02,<0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	10	10	○			2.79,3.33(¥)
かぶ類の根	0.2	0.2	○			0.03,0.03(¥)
かぶ類の葉	3	3	○			1.34,1.38(¥)
クレソン	3	8				【0.37~1.84(¥)(n=6)(米国(スピノサド)セルリー)】
はくさい	0.7	1	○	0.3		<0.02,0.25(¥)
キャベツ	0.3	2	○	0.3		0.04~0.14(n=4)
芽キャベツ	1	2		0.3		【0.173~0.611(n=8) (米国(スピノサド)ブロッコリー)】
ケール	10	5	○			2.82,4.80(¥)(オータムポエム)
こまつな	5	10	○			1.31,2.34(¥)
きょうな	5	10	○			0.93,2.58(¥)(みずな)
チンゲンサイ	3	10	○			1.26,1.27(¥)
カリフラワー	0.5	2	○	0.3		0.03,0.11(¥)
ブロッコリー	2	2	○	0.3		0.38,0.81(¥)
その他のあぶらな科野菜	10	10	○	0.3		(ケール参照)
エンダイブ	3	8				【クレソン参照】
しゅんぎく	15	15	○			2.32,4.18,6.43
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10	10	○	10		
その他のきく科野菜	20	20	○			3.36,11.0(¥)(きく葉)
たまねぎ	0.1	0.1	○	0.01		<0.02,<0.02(¥)
ねぎ(リーキを含む。)	0.8	2	○	0.8		
にんにく	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02(¥)
にら	2	2	○			0.36,0.70(¥)
アスパラガス	0.3	0.3	○			0.03,0.06(¥)
その他のゆり科野菜	2	2	○	0.8		0.35,0.54(¥)(葉たまねぎ)
にんじん	0.02	0.02	○			<0.02(n=6)
パセリ	3	8				【クレソン参照】
セロリ	6	8	○	6		
その他のせり科野菜	3	8				【クレソン参照】
トマト	0.7	0.7	○	0.06		0.07,0.22(¥)(ミニトマト)
ピーマン	0.7	0.7	○	0.4		0.12,0.27(¥)
なす	0.2	0.2	○			0.05,0.05(¥)
その他のなす科野菜	2	2	○	0.4		0.40,0.76(¥)(ししとう)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3	○	0.04		0.05,0.06(¥)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.1	0.3	○	0.04		0.03,0.05,0.05
しろうり	0.1	0.3		0.01		【0.009～0.07(n=6)(米国(スピノサド)きゅうり)】
すいか(果皮を含む。)	0.08	0.08	○			<0.02～0.04(n=4)
メロン類果実	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02(¥)(果肉)
メロン類果実(果皮を含む。)				0.01		
まくわうり(果皮を含む。)	0.01	0.01		0.01		
その他のうり科野菜	0.3	0.3	○	0.04		0.03,0.08(¥)(とうがん)
ほうれんそう	10	10	○	8		3.70,4.70(¥)
オクラ	0.4			0.4		
未成熟えんどう	2	2	○			0.18,0.64(¥)
未成熟いんげん	1	1	○	0.05		0.15,0.32(¥)
えだまめ	0.5	0.5	○	0.05		0.10,0.13(¥)
その他の野菜	15	8	申	0.05		5.88,7.42(¥)(なんてん(葉))
みかん(外果皮を含む。)	0.5	0.5	○	0.15		0.13,0.17(¥)
なつみかんの果実全体	0.3	0.3	○			0.04,0.10(¥)
レモン	0.7	0.7	○			0.22(すだち),0.23(かぼす)(¥)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.5	0.7	○	0.07		(みかん(外果皮を含む。))参照)
グレープフルーツ	0.3	0.7	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	0.7	0.7	○			(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7	○	0.15		(レモン参照)
りんご	0.5	0.5	○	0.05		0.09,0.12(¥)
日本なし	0.3	0.5	○	0.05		0.09,0.10(¥)
西洋なし	0.3	0.5	○	0.05		(日本なし参照)
マルメロ	0.05	0.2		0.05		
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.05	0.05		0.05		
もも(果皮及び種子を含む。)	0.7	0.7	○	0.3		0.21,0.30(¥)
ネクタリン	0.5	0.5	○	0.3		0.12,0.12(¥)
あんず(アブリコットを含む。)	0.7	0.8	○	0.15		0.19,0.19,0.32(うめ)
すもも(プルーンを含む。)	0.2	0.2	○	0.09		<0.02,0.05(¥)
うめ	0.7	0.8	○			(あんず参照)
おうとう(チェリーを含む。)	0.5	0.5	○	0.09		0.07,0.15(¥)
いちご	1	2	○	0.15		0.14,0.50(¥)
ラズベリー	0.8	0.8		0.8		
ブラックベリー	0.7	0.7			\$ 0.70 米国	【0.044～0.423(n=6)(米国ラズベリー)】※1
ブルーベリー	0.5	0.5	○	0.2		0.03,0.17(¥)
クランベリー	0.01	0.01			0.01 米国※2	【<0.01(n=6)(米国(スピノサド)クランベリー)】
ハuckleベリー	0.2	0.2		0.2		
その他のベリー類果実	0.5	0.7	○	0.5		
ぶどう	2	2	○	0.3		0.31,0.69,0.79
かき	0.3	0.3	○	0.05		0.05,0.06(¥)
バナナ	0.3	0.3			0.25 米国	【0.026～0.187(n=4)(米国(スピノサド)】
パパイア	0.3	0.3			0.30 米国	【0.141(＃)((米国(スピノサド)レモン),0.166(＃)((米国(スピノサド)グレープフルーツ),0.206(＃)((米国(スピノサド)オレンジ)】
アボカド	0.3	0.3		0.3		
パイナップル	0.02	0.02			0.02 米国※2	【<0.040(n=3)(米国スピノサド)】
グアバ	0.3	0.3			0.30 米国	【パパイア参照】
マンゴー	0.3	0.3	○	0.01		0.03,0.09(¥)
パッションフルーツ	0.4	0.4		0.4		
その他の果実	0.5	0.5	○	0.5		0.10,0.14(¥)(いちじく)

農薬名

スピネトラム

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
綿実	0.01	0.01		0.01		
ぎんなん	0.01	0.01	○	0.01		<0.02,<0.02(¥) 【<0.04~0.062(n=5)(米国(スピノサ ド)アーモンド)】 【ペカン参照】 【ペカン参照】 【ペカン参照】
くり	0.1	0.1		0.01		
ペカン	0.1	0.1		0.01	0.10 米国	
アーモンド	0.1	0.1		0.01	0.10 米国	
くるみ	0.1	0.1		0.01	0.10 米国	
その他のナッツ類	0.1	0.1		0.01	0.10 米国	
茶	70	70	○	70		6.08~40.4(n=8)
その他のスパイス	2	3	○			0.48,0.91(¥)(みかんの果皮)
その他のハーブ	10	8	○	0.4		(ケール参照)
牛の筋肉	1	1		1		
豚の筋肉	1	1		1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	1	1		1		
牛の脂肪	1	1		1		
豚の脂肪	1	1		1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	1	1		1		
牛の肝臓	0.1	0.1		0.1		
豚の肝臓	0.1	0.1		0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1		0.1		
牛の腎臓	0.1	0.1		0.1		
豚の腎臓	0.1	0.1		0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1		0.1		
牛の食用部分	0.1	0.1		0.1		
豚の食用部分	0.1	0.1		0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1		0.1		
乳	0.02	0.02		0.02		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの卵	0.01	0.01		0.01		
はちみつ	0.05	0.05				※3

農薬名 スピネトラム

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
とうがらし(乾燥させたもの)				4		※4

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値
斜線:食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分、もしくは加工食品につき基準値を設定しないもの
○:既に、国内において登録等がされているもの
申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績
(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)
※1) 米国ではブラックベリーと同一作物群(13-07A)の代表作物であるラズベリーの作物残留試験結果からブラックベリーの基準値を設定しているため、ラズベリーのSTMRを用いて暴露評価を実施した。
※2) クランベリー及びパイナップルの米国基準値は、IT申請(海外で設定されている基準値を参照するようインポートトレランス申請されたもの)に基づき基準値を設定した際、IT申請当時の米国のスピネトラムの基準値を参照している。
※3) 「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。
※4) 加工食品である「とうがらし(乾燥させたもの)」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。なお、本物質について、JMPRはとうがらし(乾燥させたもの)の加工係数を10と算出している。
§ :スピノサドのラズベリーの作物残留試験成績により設定した現行の基準値設定当時の米国の基準値を示す。

答申（案）

（別紙2）

スピネトラムについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

スピネトラム

今回残留基準を設定する「スピネトラム」の規制対象は、スピネトラム-J及びスピネトラム-Lとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.02
とうもろこし	0.02
大豆	0.1
小豆類 ^{注1)}	0.1
えんどう	0.1
そら豆	0.1
その他の豆類 ^{注2)}	0.1
ばれいしょ	0.02
さといも類（やつがしらを含む。）	0.02
かんしょ	0.1
てんさい	0.02
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	10
かぶ類の根	0.2
かぶ類の葉	3
クレソン	3
はくさい	0.7
キャベツ	0.3
芽キャベツ	1
ケール	10
こまつな	5
きょうな	5
チンゲンサイ	3
カリフラワー	0.5
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	10
エンダイブ	3
しゅんぎく	15
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	10
その他のきく科野菜 ^{注4)}	20

食品名	残留基準値 ppm
たまねぎ	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	0.8
にんにく	0.1
にら	2
アスパラガス	0.3
その他のゆり科野菜 ^{注5)}	2
にんじん	0.02
パセリ	3
セロリ	6
その他のせり科野菜 ^{注6)}	3
トマト	0.7
ピーマン	0.7
なす	0.2
その他のなす科野菜 ^{注7)}	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.1
しろうり	0.1
すいか（果皮を含む。）	0.08
メロン類果実	0.1
まくわうり（果皮を含む。）	0.01
その他のうり科野菜 ^{注8)}	0.3
ほうれんそう	10
オクラ	0.4
未成熟えんどう	2
未成熟いんげん	1
えだまめ	0.5
その他の野菜 ^{注9)}	15
みかん（外果皮を含む。）	0.5
なつみかんの果実全体	0.3
レモン	0.7
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.5
グレープフルーツ	0.3
ライム	0.7
その他のかんきつ類果実 ^{注10)}	0.7

食品名	残留基準値 ppm
りんご	0.5
日本なし	0.3
西洋なし	0.3
マルメロ	0.05
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.05
もも（果皮及び種子を含む。）	0.7
ネクタリン	0.5
あんず（アプリコットを含む。）	0.7
すもも（プルーンを含む。）	0.2
うめ	0.7
おうとう（チェリーを含む。）	0.5
いちご	1
ラズベリー	0.8
ブラックベリー	0.7
ブルーベリー	0.5
クランベリー	0.01
ハックルベリー	0.2
その他のベリー類果実 ^{注11)}	0.5
ぶどう	2
かき	0.3
バナナ	0.3
パパイア	0.3
アボカド	0.3
パイナップル	0.02
グアバ	0.3
マンゴー	0.3
パッションフルーツ	0.4
その他の果実 ^{注12)}	0.5
綿実	0.01
ぎんなん	0.01
くり	0.1
ペカン	0.1
アーモンド	0.1
くるみ	0.1
その他のナッツ類 ^{注13)}	0.1
茶	70
その他のスパイス ^{注14)}	2
その他のハーブ ^{注15)}	10

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	1
豚の筋肉	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注16)} の筋肉	1
牛の脂肪	1
豚の脂肪	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	1
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 ^{注17)}	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.02
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注18)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
はちみつ	0.05

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注8) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注9) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注10) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注11) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注12) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注13) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注14) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注15) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注16) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注17) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注18) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ブタクロール (Butachlor)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく農薬の再評価に係る食品健康影響評価の結果の通知がなされたこと、及び農林水産省から消費者庁に農薬の再評価に係る連絡がなされたことから、令和7年3月10日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／除草剤										
我が国の登録状況	農薬：移植水稻、直播水稻を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価なされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ブタクロールのみとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.01 mg/kg 体重/日 ARfD（急性参照用量）：0.49 mg/kg 体重										
暴露評価	暴露評価対象物質：ブタクロールのみとする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI (%) 注)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>1.3</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>1.9</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>0.7</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>1.5</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量 ② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出^{注）}したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注）作物残留試験における中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。		EDI/ADI (%) 注)	国民全体（1歳以上）	1.3	幼小児（1～6歳）	1.9	妊婦	0.7	高齢者（65歳以上）	1.5
	EDI/ADI (%) 注)										
国民全体（1歳以上）	1.3										
幼小児（1～6歳）	1.9										
妊婦	0.7										
高齢者（65歳以上）	1.5										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

農薬名 ブタクロール

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.01	0.1	○			<0.01,<0.01,<0.01(#)
魚介類	0.2	0.2				推:0.19

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値
○:既に、国内において登録等がされているもの
(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績
推:推定される残留濃度

答申（案）

（別紙2）

ブタクロールについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

ブタクロール

今回残留基準を設定する「ブタクロール」の規制対象は、ブタクロールのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.01
魚介類	0.2